

# 宮古島市国土強靱化地域計画

令和3年3月

宮古島市



# 目次

はじめに.....	1
1. 地域計画の目的 .....	1
2. 地域計画の役割と位置づけ .....	1
3. 計画期間 .....	1
<b>第1章 基本的な考え方 .....</b>	<b>2</b>
1. めざすべき将来の地域の姿 .....	2
2. 基本目標 .....	2
3. 施策分野 .....	2
4. 事前に備えるべき目標 .....	3
<b>第2章 地域特性 .....</b>	<b>4</b>
1. 自然的条件 .....	4
(1) 位置 .....	4
(2) 地形及び地質 .....	5
(3) 気候 .....	5
2. 社会的条件 .....	7
(1) 人口及び世帯数 .....	7
(2) 産業 .....	9
(3) 交通 .....	10
(4) 医療状況.....	15
(5) 海上保安庁及び自衛隊による急患運輸状況.....	16
(6) 土地利用.....	17
(7) 本市を取り巻く社会情勢.....	18
3. 過去の主な災害 .....	19
(1) 過去の主な台風記録.....	19
(2) これまで宮古島地方に影響した主な地震・津波 .....	19
4. 災害の想定 .....	20
(1) 風水害.....	20
(2) 地震及び津波 .....	21
<b>第3章 脆弱性評価 .....</b>	<b>28</b>
1. 脆弱性評価の考え方 .....	28
2. 想定するリスク.....	28
3. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態 .....	28
4. 評価の実施手順 .....	31
5. 評価結果のポイント .....	31
<b>第4章 宮古島市における国土強靱化の推進方針 .....</b>	<b>32</b>

<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>70</b>
1. 計画の推進 .....	70
2. 不断の見直し .....	70
3. 進捗管理 .....	70
4. 重要業績評価指標 (KPI) .....	71
【別紙-1】リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 .....	73
【別紙-2】関連事業一覧 .....	84

## はじめに

## 1. 地域計画の目的

平成 26 年 6 月、国土強靱化基本法の規定に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定された。

沖縄県においても、基本計画との調和を保ちつつ、災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進する「沖縄県国土強靱化地域計画」(以下「県地域計画」という。)が平成 31 年 3 月に策定された。

以上のような国、県の動向を踏まえ、宮古島市では、国土強靱化の理念に基づき、「宮古島市国土強靱化地域計画」を策定する。

## 2. 地域計画の役割と位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)第 13 条の規定による「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る宮古島市におけるその他の計画等の指針となるものである。

なお、本計画は、「基本計画」及び「県地域計画」との調和を保つとともに、第 2 次宮古島市総合計画と整合を図る。

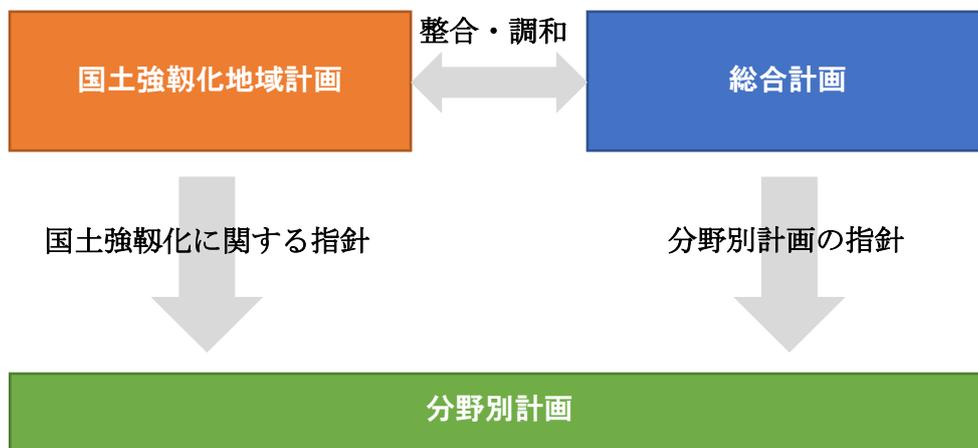


図-1 宮古島市国土強靱化地域計画と第 2 次宮古島市総合計画の関係性

## 3. 計画期間

本計画は、今後の社会経済情勢等の変化を考慮して、概ね 5 年ごとに内容を見直すものとする。

## 第1章 基本的な考え方

### 1.めざすべき将来の地域の姿

本市は、平成17年に5市町村(平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町)の合併により誕生し、「こころつなぐ 結いの島 宮古(みや〜く)」を将来像に掲げ、「結い」が表現する相互扶助精神で歩みを進めてきた。第2次宮古島市総合計画で掲げられている「心かよう夢と希望に満ちた島宮古〜みんなで創る結いの島〜」を基本理念に、本市の豊かな自然や温かい人の繋がりなどの地域特性を活かしながら、文化、環境との調和を図り、新たな島としての魅力や誇りを再確認することで、夢と希望にあふれた活力ある島を創っていく。

### 2.基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、4つの基本目標を中心として強くしなやかで安心・安全な地域経済社会の構築に向け「国土強靱化」を推進する。

【1】人命の保護が最大限図られること

【2】市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること

【3】市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること

【4】迅速な復旧復興を可能にすること

### 3.施策分野

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており、第2次宮古島市総合計画に基づき、個別施策分野として、A.環境共生、B.教育文化、C.健康福祉、D.産業振興、E.生活環境、F.住民自治行財政改革の6分野とした。

#### 4. 事前に備えるべき目標

上記で掲げた基本目標を達成するために起きてはならない最悪の事態を想定し、8つの事前に備えるべき目標を設定した。

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーン含む)を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 第2章 地域特性

## 1. 自然的条件

## (1) 位置

宮古島市は、北緯 24° 47'、東経 125° 17'（総合庁舎）に位置し、石垣島の東北約 130 キロ圏域、沖縄本島（那覇市）の南西 290 キロ圏域にある。

市の総面積は 204.27 km<sup>2</sup>、大小 6 つの島（宮古島、池間島、大神島、伊良部島、下地島、来間島）で構成されている。平成 27 年に伊良部大橋が開通し、大神島を除く 5 つの島が橋梁で結ばれた。そのうち宮古島が 158.93 km<sup>2</sup>で最も大きく、総面積の約 70%を占めている。



図-2 宮古島市の位置

出典：国土地理院ウェブサイト

(2) 地形及び地質

地形は、山岳部が少なく、最も高い地点の標高は113mとなっており、大きな河川・湖沼などもなく、全体的に概ね平坦で低い台地状を呈している。

地質は、隆起サンゴ礁を母岩とする琉球石灰岩からなり、砂岩と沈泥状の泥板岩が重なり合ったブロックで形成されている。

土壌は島尻マージの他、一部にジャーガル、沖積土壌が見られ、弱アルカリ性又は中性で粘土とロームを含み、石灰岩の混入した石質粘土やその他数種の粘土が広範囲に分布している。

(3) 気候

宮古島地方は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候に属し、四季を通して暖かい気候で、年平均気温は23.6℃、年平均湿度の平年値は77%、年間降水量の平年値は2021.0mm、平均風速は4.7m/sとなっている。

5月上旬ごろから6月下旬までは梅雨期で、年降水量のおよそ20%がこの時期に降り、梅雨が明けると本格的な夏が訪れ、夏から秋は台風シーズンで、特に8～9月ごろに接近する傾向がある。

表-1 宮古島市における主な気象要素の平年値(年・月ごとの値)

要素	気温(℃)			降水量(mm)	相対湿度(%)	風向・風速(m/s)		日照時間(時間)
	平均	最高	最低			合計	平均風速	
1月	18.0	20.4	16.0	130.8	72	4.9	北北東	86.4
2月	18.3	20.9	16.2	141.3	75	4.9	北北東	82.6
3月	20.0	22.7	17.7	137.8	77	4.6	北北東	112.0
4月	22.4	25.1	20.2	160.3	80	4.4	北東	123.2
5月	24.8	27.5	22.7	207.7	82	4.1	南	151.1
6月	27.2	29.9	25.2	185.5	84	4.5	南南西	191.9
7月	28.7	31.6	26.6	130.8	80	4.4	南南西	246.7
8月	28.5	31.2	26.3	262.5	80	4.3	南	220.5
9月	27.4	30.0	25.3	230.0	79	4.6	北東	184.6
10月	25.4	27.8	23.6	156.2	75	5.2	北東	153.8
11月	22.7	25.0	20.8	146.9	73	5.4	北東	112.0
12月	19.7	22.0	17.8	131.3	70	5.2	北北東	101.3
年	23.6	26.2	21.6	2021.0	77	4.7	北東	1766.2

(※統計期間:1981年～2010年)

出典:気象庁

第2章 地域特性

表-2 宮古島市における観測史上1～5位の値

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日最低海面気圧 (hPa)	908.1 (1959/9/15)	912.0 (2003/9/11)	928.9 (1966/9/5)	934.1 (1956/8/1)	940.5 (2019/9/5)	1938/1～
日降水量(mm)	452.0 (2017/9/13)	401.9 (1955/10/18)	340.4 (1949/7/30)	331.7 (1942/6/23)	322.0 (1985/8/16)	1937/10～
日最大10分間 降水量(mm)	33.0 (1968/6/9)	31.2 (1951/4/3)	30.0 (2016/1/17)	30.0 (1970/4/19)	27.5 (1980/4/20)	1940/1～
日最大1時間 降水量(mm)	138.0 (1970/4/19)	112.5 (1970/4/18)	106.0 (1938/4/20)	100.2 (1955/10/18)	95.5 (1996/5/31)	1937/12～
月最大24時間 降水量(mm)	477.5 (2017/9/13)	467.6 (1955/10/18)	417.5 (1985/8/16)	402.5 (2003/9/11)	318.3 (1949/7/30)	1947/1～
年降水量の 多い方から(mm)	3242.8 (1966)	3003.6 (1951)	2981.6 (1959)	2963.2 (1955)	2934.0 (1985)	1937年～
日最大風速・風向 (m/s)	北東 60.8 (1966/9/5)	北東 54.3 (1968/9/23)	北東 54.0 (1968/9/22)	南西 53.0 (1959/9/15)	西 47.5 (1957/9/25)	1937/11～
日最大瞬間 風速・風向(m/s)	北東 85.3 (1966/9/5)	北東 79.8 (1968/9/22)	北北東 78.0 (1968/9/23)	北 74.1 (2003/9/11)	北北東 70.0 (1950/6/23)	1938/1～

(宮古島地方気象台での観測値、2021年1月現在)

出典:気象庁

## 2. 社会的条件

## (1) 人口及び世帯数

人口は、平成 27 年国勢調査によると、51,186 人となっている。これは、前回（平成 22 年）調査時の 52,039 人に比べ 853 人、1.64%減少となっており、県内でもっとも人口減少数の大きい市となっている。なお、本市は過疎地域指定されており、年齢構成でも 65 歳以上の高齢者が 24.9%（県平均 19.6%）を占め、高齢化が進んでいる。

人口減少や少子高齢化の進行は、労働力の減少による経済規模の縮小や社会保障費の増加、地域コミュニティの衰退などの影響を与えることが懸念されている。

表-3 人口及び世帯数の推移

	人口				世帯数		一世帯 当り人員
	総数	増加率	男性	女性	世帯数	増加率	
昭和 30 年	72,096		35,018	37,078	13,082		5.51
昭和 35 年	69,443	-3.68	33,800	35,643	13,905	6.29	4.99
昭和 40 年	67,222	-3.20	32,601	34,621	13,559	-2.49	4.96
昭和 45 年	58,667	-12.73	27,749	30,918	13,453	-0.78	4.36
昭和 50 年	55,957	-4.62	27,089	28,868	13,644	1.42	4.10
昭和 55 年	58,797	5.08	28,636	30,161	15,458	13.30	3.80
昭和 60 年	58,535	-0.45	28,459	30,076	16,588	7.31	3.53
平成 2 年	55,429	-5.31	26,999	28,430	17,150	3.39	3.23
平成 7 年	54,326	-1.99	26,657	27,669	18,210	6.18	2.98
平成 12 年	54,249	-0.14	26,797	27,452	19,520	7.19	2.78
平成 17 年	53,493	-1.39	26,268	27,225	20,570	5.38	2.60
平成 22 年	52,039	-2.72	25,502	26,537	21,196	3.04	2.46
平成 27 年	51,186	-1.64	25,131	26,055	21,977	3.68	2.33

資料：国勢調査

## 第2章 地域特性

表-4 年齢別人口の推移(年齢不詳を除く)

		合計	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成7年	実数	54,326	12,146	32,150	10,030
	比率	100%	22.4%	59.2%	18.5%
平成12年	実数	54,183	10,445	32,344	11,394
	比率	100%	19.3%	59.7%	21.0%
平成17年	実数	53,493	9,495	31,798	12,200
	比率	100%	17.7%	59.4%	22.8%
平成22年	実数	51,988	8,685	31,230	12,073
	比率	100%	16.7%	60.1%	23.2%
平成27年	実数	50,769	8,419	29,710	12,640
	比率	100%	16.6%	58.5%	24.9%

資料:国勢調査

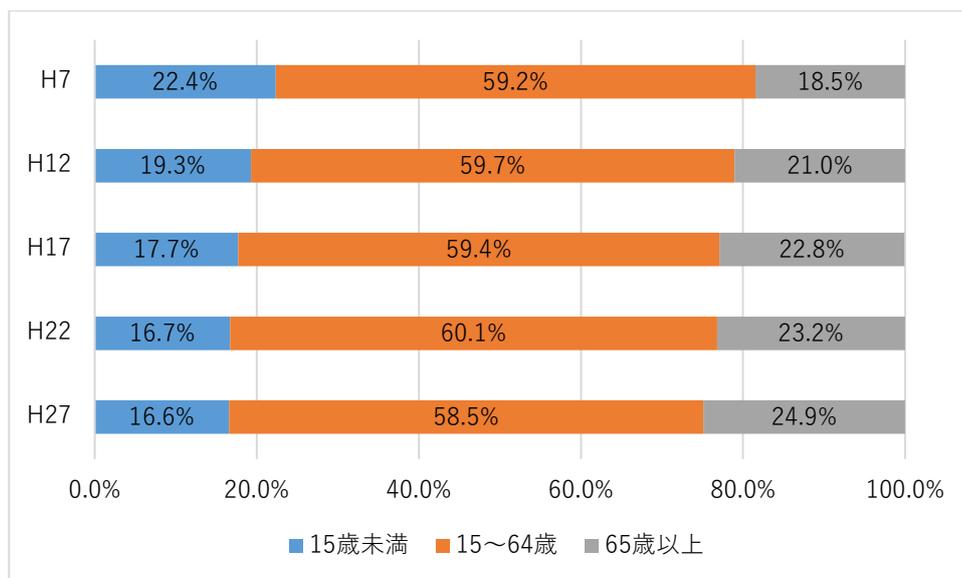


図-3 年齢別人口の割合(年齢不詳を除く)

## 第2章 地域特性

### (2) 産業

平成 27 年国勢調査による市内で働く就業者数は 23,297 人で、就業構造をみると第三次産業が 14,644 人で 62.9%を占め最も多く、次いで第一次産業の 4,249 人(18.2%)、第二次産業の 3,097 人(13.3%)となっている。経年的な変化としては、第一次産業就業者が昭和 45 年の 14,230 人から平成 27 年の 4,249 人と、45 年間で約 3 分の 1 にまで大きく減少している。これに対して第二次産業(1.6 倍)と第三次産業(2 倍)の就業者は、それぞれ増加を示している。

表-5 産業別就業者数

	総数	第一次産業		第二次産業		第三次産業		分類不能の産業
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
昭和 45 年	23,464	14,230	60.6%	1,896	8.1%	7,337	31.3%	1
昭和 50 年	20,601	9,745	47.3%	2,921	14.2%	7,850	38.1%	85
昭和 55 年	23,989	9,317	38.8%	4,064	16.9%	10,593	44.2%	15
昭和 60 年	24,636	9,394	38.1%	3,376	13.7%	11,831	48.0%	35
平成 2 年	24,411	8,162	33.4%	4,058	16.6%	12,181	49.9%	10
平成 7 年	24,839	6,610	26.6%	4,745	19.1%	13,466	54.2%	18
平成 12 年	25,620	6,191	24.2%	4,833	18.9%	14,534	56.7%	62
平成 17 年	24,673	5,848	23.7%	3,891	15.8%	14,764	59.8%	170
平成 22 年	24,029	5,133	21.4%	3,382	14.1%	14,369	59.8%	1,145
平成 27 年	23,297	4,249	18.2%	3,097	13.3%	14,644	62.9%	1,307

資料：国勢調査

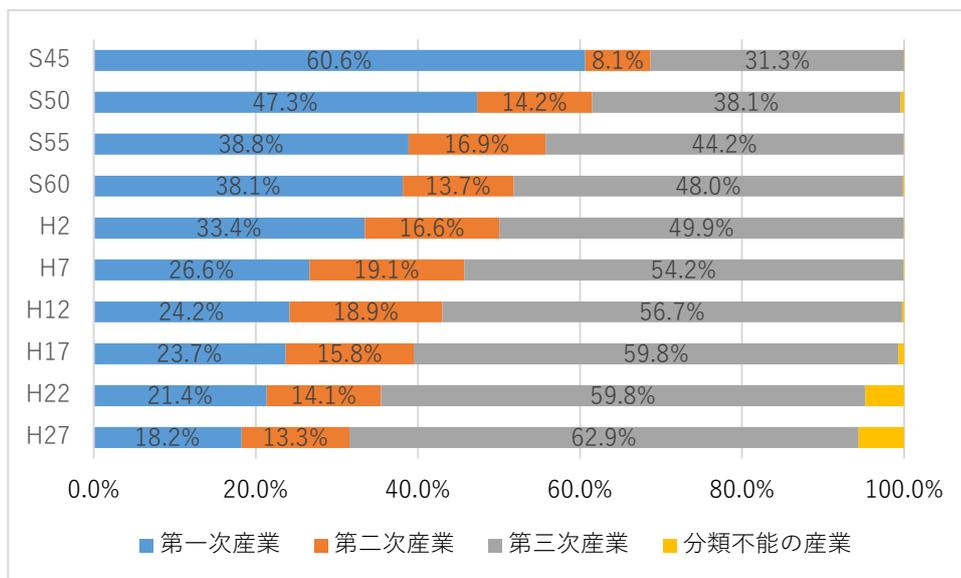


図-4 産業別就業者数の割合

(3) 交通

1) 道路状況

本市と沖縄本島及び本土との人的・物的輸送は、救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点に指定されている宮古空港及び平良港が担っている。また、平成31年3月に「みやこ下地島空港ターミナル」が供用開始された。

平良地域は、宮古島における商工都市としての発展を背景に、人口の市街地集中化が進み、自動車交通の激増による市街地への車両の大量流入が著しい。道路は、主要地方道平良城辺線（平良袖山入口～郡農協前）、一般県道平良新里線（平良～袖山入口）、一般県道高野西里線（平良港～平良、郡農協前～空港）が、県の第1次緊急輸送道路となっている。

また、それ以外の地域は、平良市街地中心部を起点に主要地方道平良城辺線、保良西里線、一般県道平良新里線が走っている。

伊良部島、池間島、来間島はそれぞれ宮古島本島と橋で繋がっており、下地島は伊良部島と橋で繋がっている。

市道は、総延長 999,302mで特に市街地は幅員が狭隘で歩道設置が進まず、ラッシュ時における交通渋滞が深刻さを増している。

表-6 市内の道路整備状況

道路種別	総延長 (m)	実延長 (m)	改良率 (%)	歩道設置道路 実延長 (m)
一般国道	272,449	27,949	97.9	45,425
主要地方道	53,284	51,406	100.1	69,271
一般県道	127,870	107,286	100.0	144,079
市道	999,302	972,270	65.4	185,877

(平成31年4月1日現在)

資料：沖縄県宮古土木事務所、道路建設課

## 第2章 地域特性

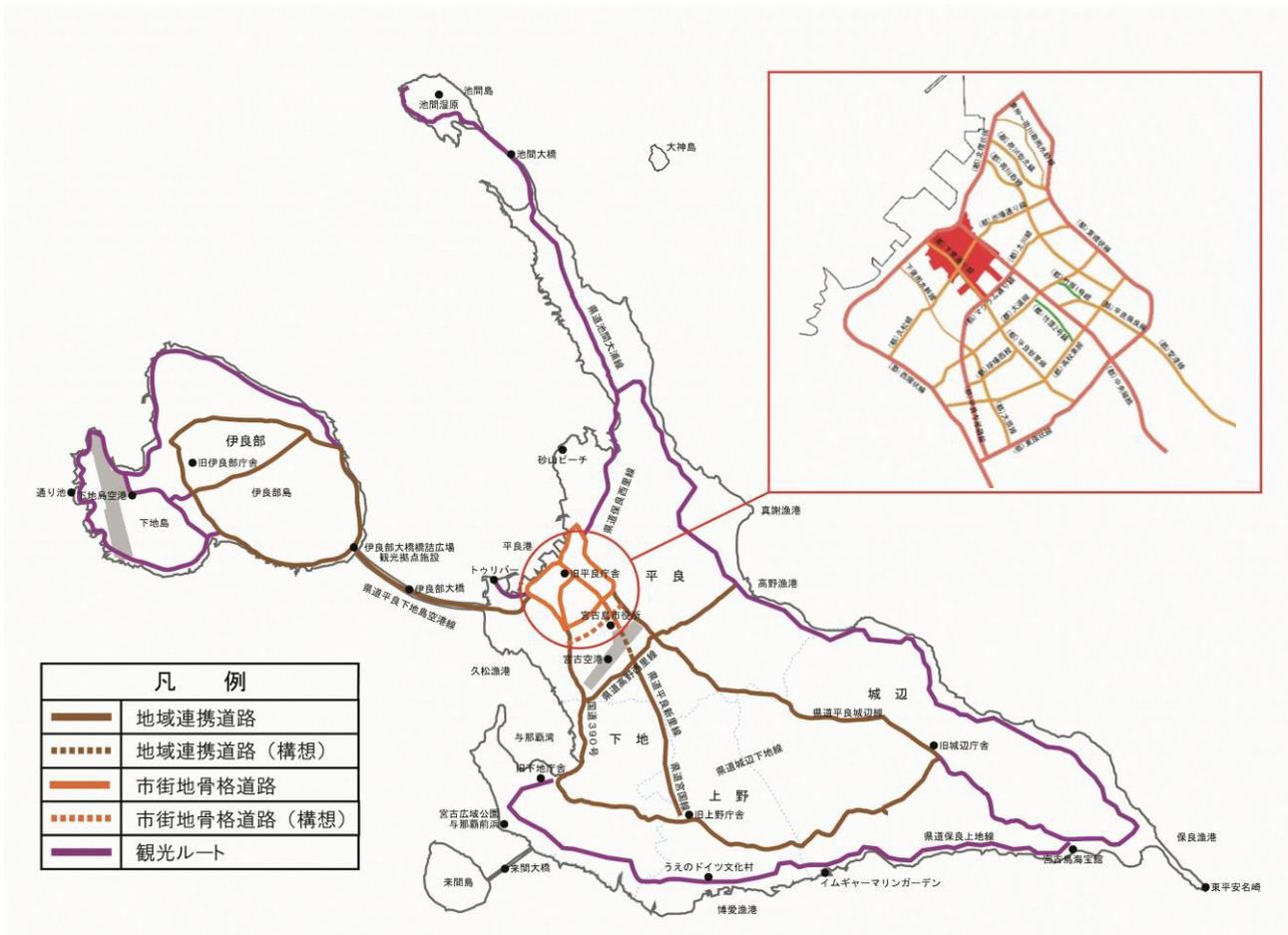


図-5 将来道路構想図(出典:宮古島市都市計画マスタープラン)

## 第2章 地域特性

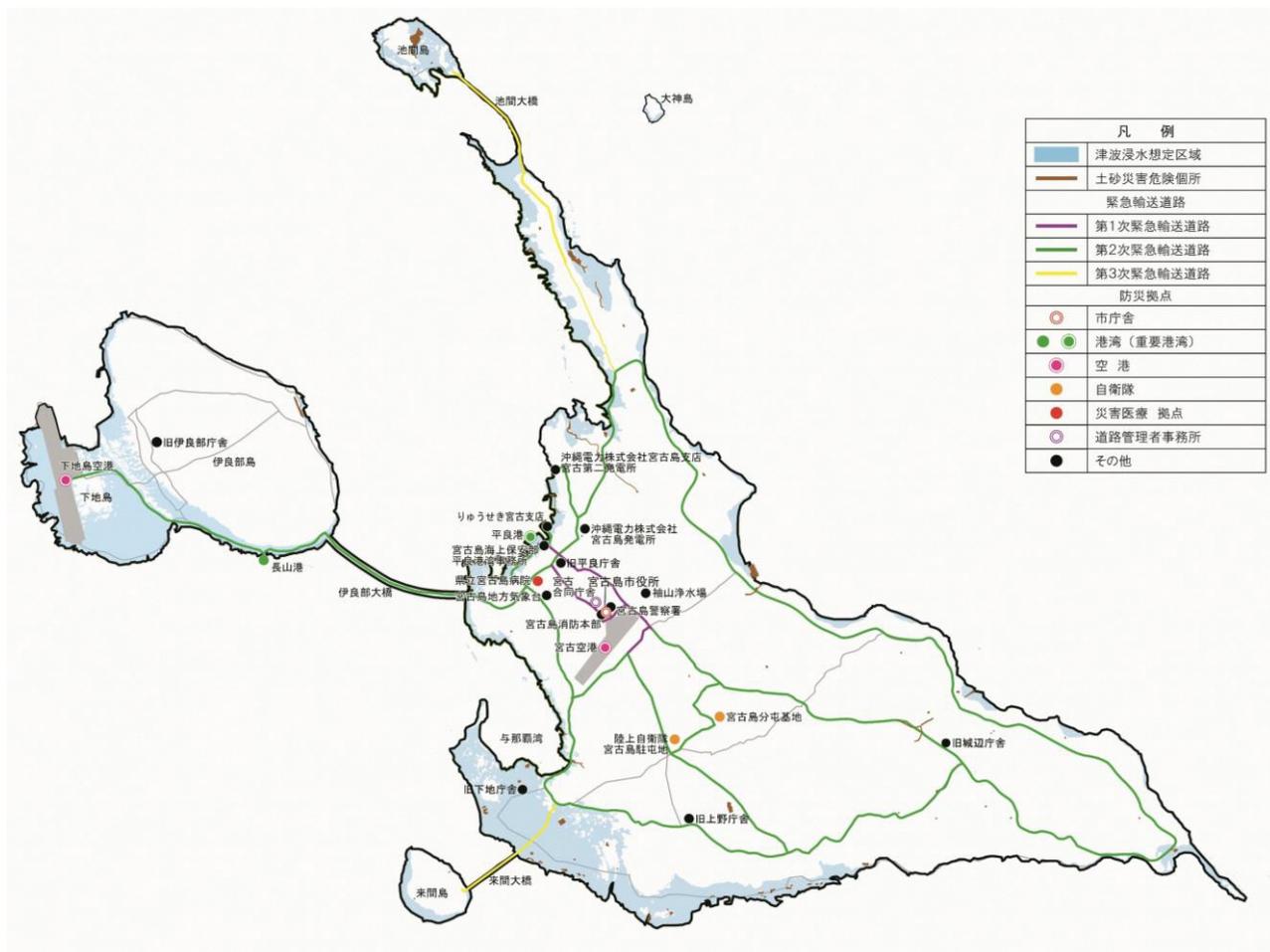


図-6 都市防災方針図(出典:宮古島市都市計画マスタープラン)

第2章 地域特性

2) 海路及び空路状況

表-7 港湾係留施設状況

重要港湾

地方港湾

港名	地区名	施設名	数量	最大対象船舶 (トン数)
平良	第1 ふ頭	岸壁 (-7.5m)	260m	5,000 D/W
		2バース		
		〃 (-5.5m)	180m	2,000 〃
		2バース		
		物揚場 (-4.0m)	257m	100 G/T
	第2 ふ頭	岸壁 (-7.5m)	130m	5,000 D/W
		1バース		
		〃 (-6.5m)	105m	5,000 〃
		1バース		
		〃 (-4.0m)	50m	200 G/T
		1バース		
	漲水ふ 頭	岸壁 (-7.5m)	100m	50,000 G/T
		〃 (-10.0m)	194m	
		1バース		
	第4 ふ頭	岸壁 (-4.5m)	95m	500 D/W
		1バース		
		物揚場 (-4.0m)	65m	100 G/T
		浮棧橋 (-4.0m)	45m	130 〃
	下里船 だまり	物揚場 (-2.5m)	395m	10 G/T
		船揚場	20m	10 〃
	大浦	物揚場 (-2.5m)	100m	10 G/T
船揚場		60m	10 〃	
久松	船揚場	30m	10 G/T	
トゥリ パー	浮棧橋 (-3.0m)	194m	20 G/T	
	物揚場 (-3.0m)	100m	20 〃	
	船揚場	30m	20 〃	
下崎	岸壁 (-10.0m)	170m	12,000 D/W	

港名	地区名	施設名	数量	最大対象船舶 (トン数)
来間 前浜	来間	物揚場 (-2.0m)	50m	
		〃 (-2.0m)	30m	
		船揚場 (-2.0m)	50m	
		〃 (-2.0m)	10m	
		浮棧橋	1基	19 G/T
	前浜	物揚場 (-2.0m)	30m	
		〃 (-2.0m)	47m	
		〃 (-2.0m)	30m	
		船揚場 (-2.0m)	50m	
		〃 (-2.0m)	10m	
長山	長山	岸壁 (-5.5m)	90m	2,000 D/W
		2バース		
		〃 (-4.5m)	65m	500 G/T
		1バース		
		〃 (-5.5m)	100m	2,000 D/W
		物揚場 (-3.0m)	211m	100 G/T
	渡口	〃 (-2.0m)	75m	3 〃
		〃 (-3.0m)	50m	
		物揚場 (-2.0m)	88m	
		船揚場 (-2.0m)	50m	
浮棧橋	1基	5 G/T		

(注) ①物揚場の対象船舶の船型は漁船とする。

②岸壁の対象船舶の船型は旅客船とする。

G/T(総トン数) …船舶の甲板から下の部分の容積と甲板から上の客室、船員用室などの容積を加えた数値を100立方フィートを1トンとして表したトン数である。

D/W(重量トン数) …貨物を満載状態の排水トン数から貨物を積んでいない時の排水トン数を引いた重量で、積載できる総重量を表す。

(平成31年4月1日現在)

資料: 離島関係資料

第2章 地域特性

表-8 空港施設概況

空港名		宮古	下地島
設置管理者		沖縄県知事	
指定年月日		昭和48年2月27日	昭和54年7月24日
施設区分	着陸帯	2,120m×300m	3,120m×300m
	着陸帯等級	C級	A級
	滑走路	2,000m×45m	3,000m×60m
	誘導路	460m×30m	3,880m×30m
	エプロン	27,500 m <sup>2</sup>	129,200 m <sup>2</sup>
	照明施設	航空灯火 一式	航空灯火 一式
	航行・着陸 援助施設	ILS VOR/TAC	VOR/DME, ASR/SSR ILS
	ターミナルビル 国内+国際	9,245 m <sup>2</sup>	12,027 m <sup>2</sup>
駐車場	37,600 m <sup>2</sup>	9,490 m <sup>2</sup>	
備考		新ターミナルビル地区供用開始 H9.7月	新ターミナルビル完成 H31.3月

ASR・・・空港監視レーダー

DME(T-DME)・・・距離測定装置

ILS・・・計器着陸装置

SSR・・・二次監視レーダー

VOR(VOL/TAC)・・・超短波全方向性無線標識施設

着陸帯・・・航空機の安全の確保および被害の軽減のために設けられた矩形の区域

着陸帯等級・・・航空法施行規則第75条による等級をいう。なお、空港にあつては、滑走路の長さ

(令和元年12月10日現在)

資料：離島関係資料

第2章 地域特性

(4) 医療状況

本市の医療施設数等は以下の通りである。

2021年1月、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大により、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関など医療資源に限られる中で「医療崩壊寸前の危機的状況」となった。沖縄県による災害派遣要請を受けて、陸上自衛隊の災害派遣隊が派遣された。

表-9 宮古島の医療施設数

施設		計	宮古島市				
			平良地区	城辺地区	下地地区	伊良部地区	上野地区
国立療養所		1	1	—	—	—	—
県立病院		1	1	—	—	—	—
法人立病院		2	2	—	—	—	—
診療所	国立	—	—	—	—	—	—
	県立	—	—	—	—	—	—
	市町村立	1	1	—	—	—	—
	共済組合	—	—	—	—	—	—
	法人	25	20	—	2	2	1
	個人	12	10	1	1	—	—
歯科診療所	市町村立	—	—	—	—	—	—
	法人	6	5	1	—	—	—
	個人	18	14	—	1	2	1
計		66	54	2	4	4	2

(平成30年3月31日現在)

資料:沖縄県宮古保健所

表-10 宮古島の医師・歯科医師・薬剤師数

	医師数	歯科医師数	薬剤師数
宮古島市	90	38	45

(平成30年12月末日現在)

資料:沖縄県宮古保健所『医師・歯科医師・薬剤師調査』

(5) 海上保安庁及び自衛隊による急患運輸状況

海上保安庁では、日本全国を 11 のブロックに分けて管轄しており、宮古島海上保安部は第十一管区に所属している。宮古島海上保安部では、11 隻で海上のパトロールを行い、事件・事故等に対応している。

自衛隊施設は、航空自衛隊の「航空自衛隊第 53 警戒隊宮古島分屯基地」が、島のほぼ中央標高 108mの野原岳の尾根沿いに展開している。

また、平成 31 年、上野野原地区に陸上自衛隊宮古警備隊が新たに配備された。

表-11 急患運輸状況

	計	海上保安庁	自衛隊
平成 23 年	31	15	16
平成 24 年	24	11	13
平成 25 年	22	5	17
平成 26 年	41	22	19
平成 27 年	37	11	26
平成 28 年	35	3	32
平成 29 年	27	7	20
平成 30 年	27	2	25
令和元年	25	3	22

(各年 1 月 1 日～12 月 31 日)

資料: 空港課

## 第2章 地域特性

### (6) 土地利用

本市では、離島地域ならではの人と自然が共生した美しい風土が育まれているため、整備すべきエリアと保全すべきエリアを明確化するとともに、都市的土地利用の中でも自然的空間が充実した都市的土地利用と自然的土地利用の調和した土地利用を目指している。

また、宮古空港は、市街地と農地・集落ゾーンの中に位置しており、この地区周辺一帯は交流機能や防災機能等を配置し、都市的土地利用を補完する空間としての利用を検討する。

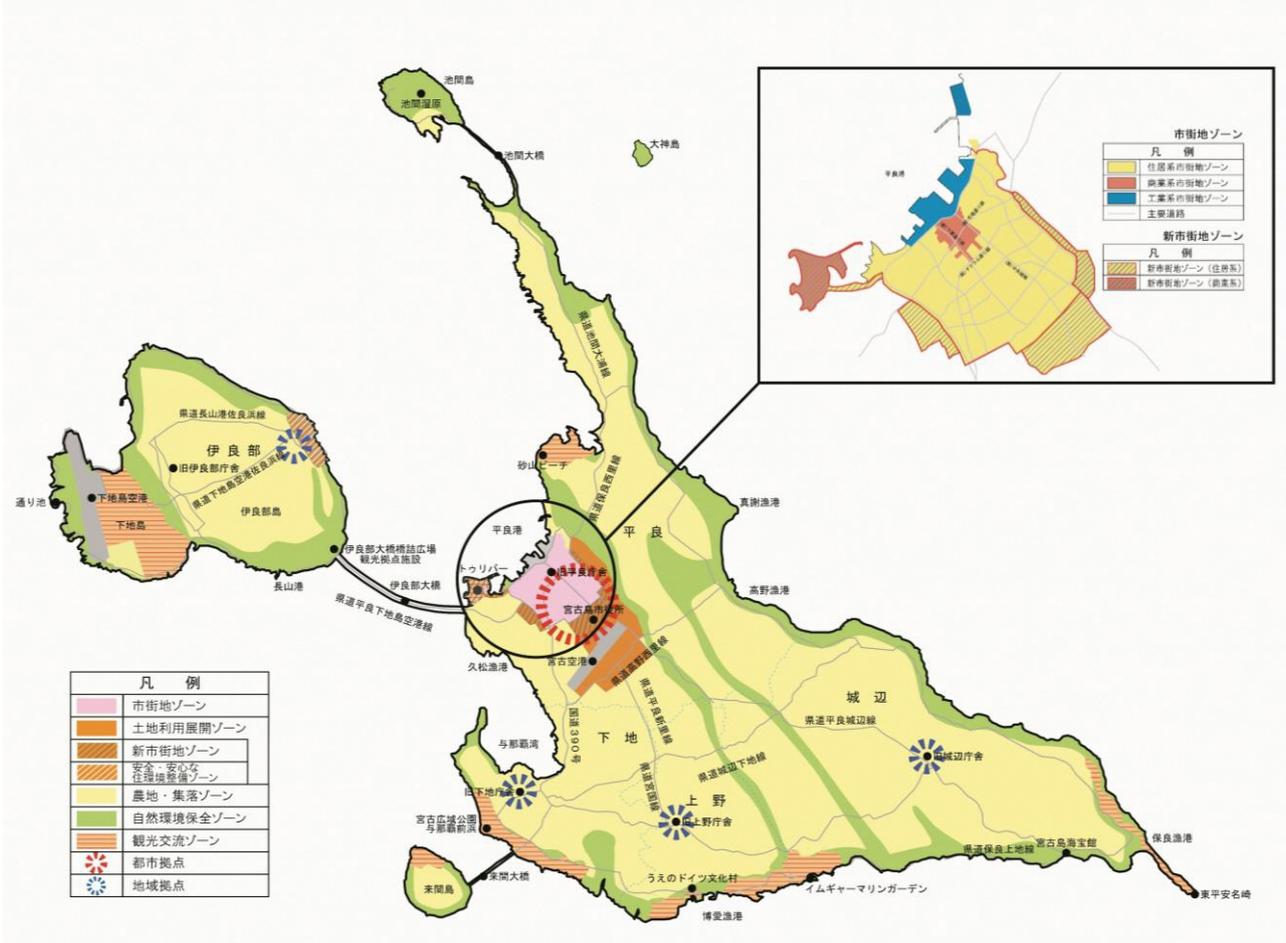


図-7 土地利用構想図(出典:宮古島市都市計画マスタープラン)

(7) 本市を取り巻く社会情勢

1) 地球温暖化・環境問題の深刻化

社会経済活動の発展に伴うエネルギー消費量の増加により、地球温暖化の原因のひとつである二酸化炭素の排出量も増加するなど、地球規模での環境問題が深刻化している。

本市では「エコアイランド宮古島」を推進しており、資源循環型社会を構築していく活動の拠点となるクリーンセンタープラザ棟が今年度完成した。今後も環境に対する負荷を軽減していく取組を推進していく必要がある。

2) 観光需要の高まり

本市の入域観光客数は年々増加しており、平成30年度の入域観光客数は100万人を超えた。

観光案内所・特産品販売所・レストラン等の複合機能を有する「宮古島市伊良部大橋観光拠点施設(いらぶ大橋海の駅)」が令和2年6月1日にオープンした。また、10月25日には、下地島と羽田、神戸、那覇を結ぶ3路線が新たに就航した。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、全日本トリアスロンをはじめとした各種イベントが中止になり、入域観光客数も減少した。本市においても、感染防止対策と安心・安全な観光地づくりが求められている。

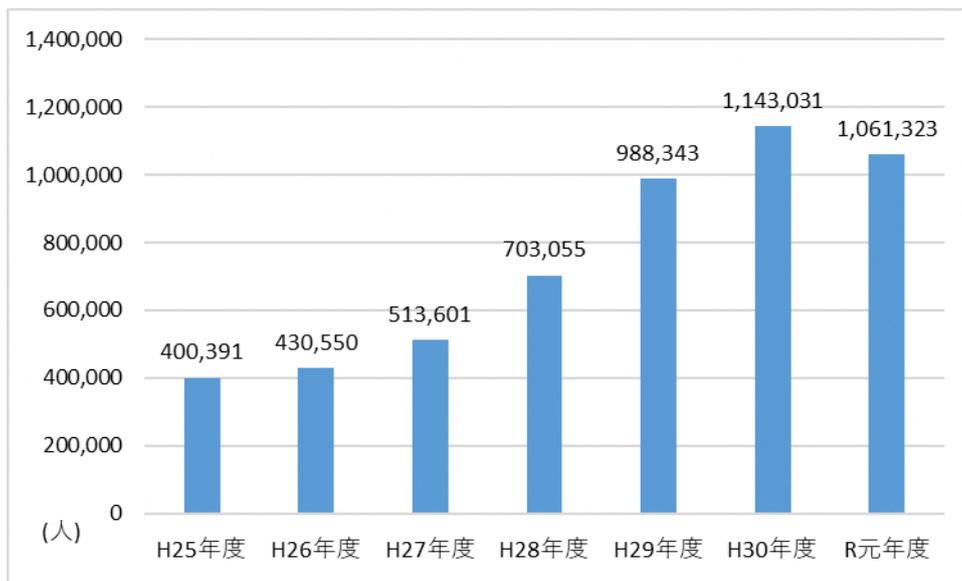


図-8 本市における入域観光客数の推移

出典：観光商工課資料

3) 情報化社会の進展

令和2年度、市内全域で光ブロードバンドサービスが提供可能となった。各地域における情報通信技術の利用環境格差がなくなり、ICT活用による産業振興などが期待されている。

## 第2章 地域特性

### 4) 新しい街づくりの期待

令和2年7月15日、大型ショッピングセンターの建設が着工し、建設地に隣接する宮古空港やJTAドーム等と連携した新しい街づくりが期待されている。

また、令和3年1月4日に開庁した宮古島市新庁舎の近隣には、警察署や消防本部もあり、災害時の防災拠点として安全を確保できる立地・耐震性となっている。

## 3. 過去の主な災害

### (1) 過去の主な台風記録

年月日	台風名称	最大瞬間風速	最低気圧	最大風速	総降水量	宮古島地方の被害
昭和34年 9月14日～16日	サラ (宮古島台風)	64.8m/s	908.1hPa	53.0m/s	163mm	死者:7 重軽傷者:83 住宅の全半壊:5,174戸
昭和41年 9月4日～6日	コラ (第2宮古島台風)	85.3m/s	928.9hPa	60.8m/s	292mm	死者:0 重軽傷者:41 住宅の全半壊:7,524戸
昭和43年 9月22日～23日	デラ (第3宮古島台風)	79.8m/s	942.5hPa	54.3m/s	289mm	死者:3 重軽傷者:10 住宅の全半壊:2,888戸
平成15年 9月9日～12日	マエミー (台風14号)	74.1m/s	912.0hPa	38.4m/s	470mm	死者:1 負傷者:93 住宅の全半壊:102棟

資料:宮古島地方気象台

### (2) これまで宮古島地方に影響した主な地震・津波

発生日	震源地	地震の規模	被害状況と観測された津波の高さ
明和8年4月24日	石垣島近海	M7.4	死者:宮古島地方 約2,500名、 八重山地方 約9,400名
明治31年9月1日	石垣島近海	M7.0	道路の破壊、石垣の崩壊、山崩れなど
昭和13年6月10日	宮古島近海	M7.2	津波の高さ1.5m、栈橋の流出など
昭和33年3月11日	石垣島近海	M7.2	死亡1、負傷3、家屋の破損、ブロック塀の崩壊、 道路の陥没など
昭和35年5月23日	南米チリ沖	M8.5	チリ地震津波、平良港での津波の高さ1.8m、 下地町で33戸の床上浸水
昭和61年11月15日	台湾付近	M7.8	平良港での津波の高さ30cm、被害なし
平成8年2月17日	ニューギニア付近	M8.1	平良港での津波の高さ23cm、被害なし
平成22年2月27日	チリ中部沿岸	M8.5	平良港での津波の高さ43cm、被害なし
平成23年3月11日	三陸沖	M9.0	平良港での津波の高さ65cm、被害なし
平成27年9月17日	チリ中部沿岸	M7.1	平良港での津波の高さ13cm、被害なし

資料:宮古島地方気象台

4. 災害の想定

(1) 風水害

1) 高潮(被害想定)

県は、本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧 870hPa)を想定して、波浪と高潮浸水予測図を公表している。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、本市に係る予測結果の概要は次のとおりである。

高潮被害想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
宮古・八重山諸島	①宮古島の真上を北上 ②宮古島の西側を北上 ③石垣島と西表島の間を北上 ④西表島の西側を北上 ⑤宮古・八重山諸島の南側を西進	海岸に沿う低地で、大きく浸水が広がる。

2) 土砂災害(危険箇所・区域等)

本市にはがけ崩れ、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所は次のとおりである。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

市内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種別	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
土砂災害危険箇所 (国土交通省、平成 14 年度)	2	0	2	4
急傾斜地崩壊危険区域 (国土交通省)	1	—	—	1
土砂災害警戒区域 (国土交通省、平成 30 年度)	9	0	2	11
山地災害危険地区 (林野庁、平成 19 年度)	2	0	1	3
農地地すべり危険区域 (農林水産省)	—	—	3	3

(2) 地震及び津波

大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」(平成25年度)に基づき、本市に係る被害予測の概要を以下にまとめる。

県が想定した陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある 25 地震のうち、本地域に比較的大きな被害が予測されたものを以下に示す。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニチュード	ゆれ等の特徴 (予測最大震度)	備考
宮古島断層による地震	内陸型	7.3	宮古島において震度が大きい(7)	前回調査(平成21年度)より
八重山諸島南方沖地震 3連動	海溝型	9.0	先島諸島広域において震度が大きい(6強)	平成23・24年度津波被害想定調査より
宮古島スラブ内地震		7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が大きい(6強)	平成25年度に新規設定

第2章 地域特性

市域における地震・津波被害量予測一覧

被害想定項目				想定地震			
				八重山諸島 南方沖地震 3連動	宮古島断層 地震	宮古島スラブ内 地震	
建物被害 棟数	地震動・ 液状化	全壊	(棟)	296	2,639	1,952	
		半壊	(棟)	1,186	4,072	3,819	
	津波	全壊	(棟)	845	-	-	
		半壊	(棟)	731	-	-	
出火・延焼 被害	出火件数		(件)	7	12	-	
	焼失棟数		(棟)	42	9	7	
人的被害	建物被害・ 火災等	死者数		(人)	2	26	18
		負傷 者数	重傷	(人)	31	263	194
			軽傷	(人)	235	922	824
	避難者数		(人)	4,812	3,461	2,767	
	津波	死者数		(人)	369	-	-
		負傷 者数	重傷	(人)	1,168	-	-
軽傷			(人)	2,259	-	-	
ライフライン	断水人口		(人)	1,737	33,652	18,258	
	停電戸数		(戸)	3,632	7,081	5,849	
	電話支障		(回線)	3,331	4,711	3,897	

注)八重山諸島南方沖地震3連動における津波の想定は、平成 23・24 年度津波被害想定調査によるものである。

注)宮古島断層地震、宮古島スラブ内地震は、津波による被害想定を実施していない。

出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査報告書(平成 26 年 3 月)沖縄県

## 第2章 地域特性

### 1) 最大クラスの津波の浸水想定

「沖縄県津波被害想定調査」(平成 23・24 年度)の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」(平成 24 年度)津波浸水想定のもデルー覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥		石垣島南方沖地震(※2)	40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震(※2)		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	3 連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

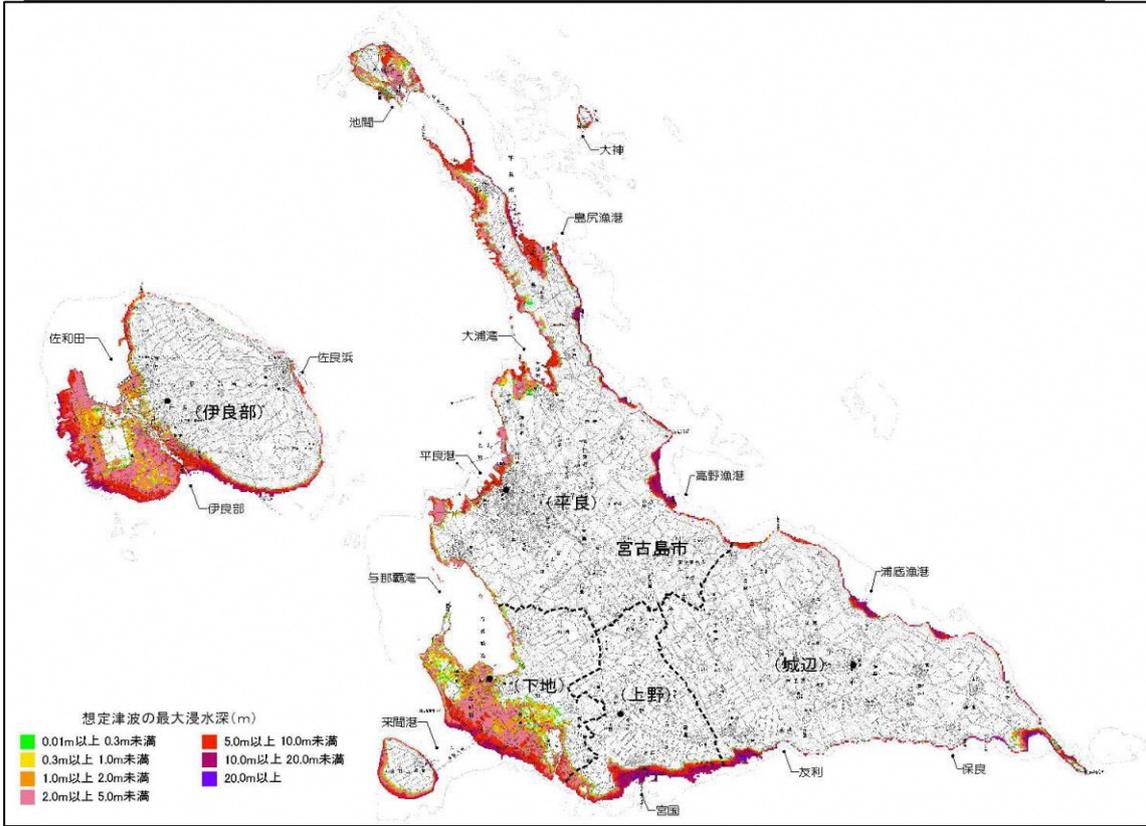
※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 1771 年八重山地震の規模を再現したものである。

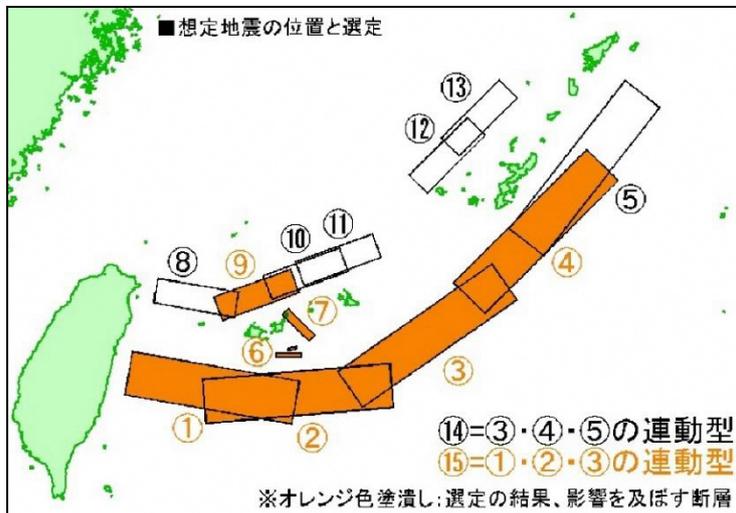
※3 地すべりを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

## 第2章 地域特性

平成 25 年 津波浸水予測図 宮古・八重山諸島沿岸域



市町村名	島名	No.	代表地点	沿岸の最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)	最大遡上高 (m)													
								5	10	15	20	25	30	35	40						
宮古島市(平良)	宮古島	1	島尻漁港	13.6	14.4	35	37	■	■	■											
		2	高野漁港	19.5	21.6	30	35	■	■	■	■										
3		浦底漁港	19.6	18.2	25	28	■	■	■	■											
宮古島市(城辺)		4	保良	23.2	23.6	15	17	■	■	■	■	■									
		5	友利	22.7	26.0	15	17	■	■	■	■	■	■								
宮古島市(上野)		6	宮国	20.9	25.7	16	20	■	■	■	■	■	■								
宮古島市(下地)		7	与那覇湾	8.6	9.7	27	32	■	■	■	■	■	■								
宮古島市(平良)		8	平良港	11	12.6	28	38	■	■	■	■	■	■	■							
		9	大浦湾	10.6	13.1	27	44	■	■	■	■	■	■	■	■						
宮古島市(伊良部)		池間島	10	池間	18.8	16.8	34	35	■	■	■	■	■	■	■						
		大神島	11	大神	15	16.6	34	36	■	■	■	■	■	■	■	■					
宮古島市(伊良部)		伊良部島	12	佐良浜	10.2	11.0	34	38	■	■	■	■	■	■	■	■					
			13	伊良部	24.3	23.4	22	31	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
			14	佐和田	13.2	14.9	21	33	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			



2) 最大クラスの津波(津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定)

県では、平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見(津波履歴等)を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」(平成26年度)津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震(※4)		100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震(※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震(※2)		60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

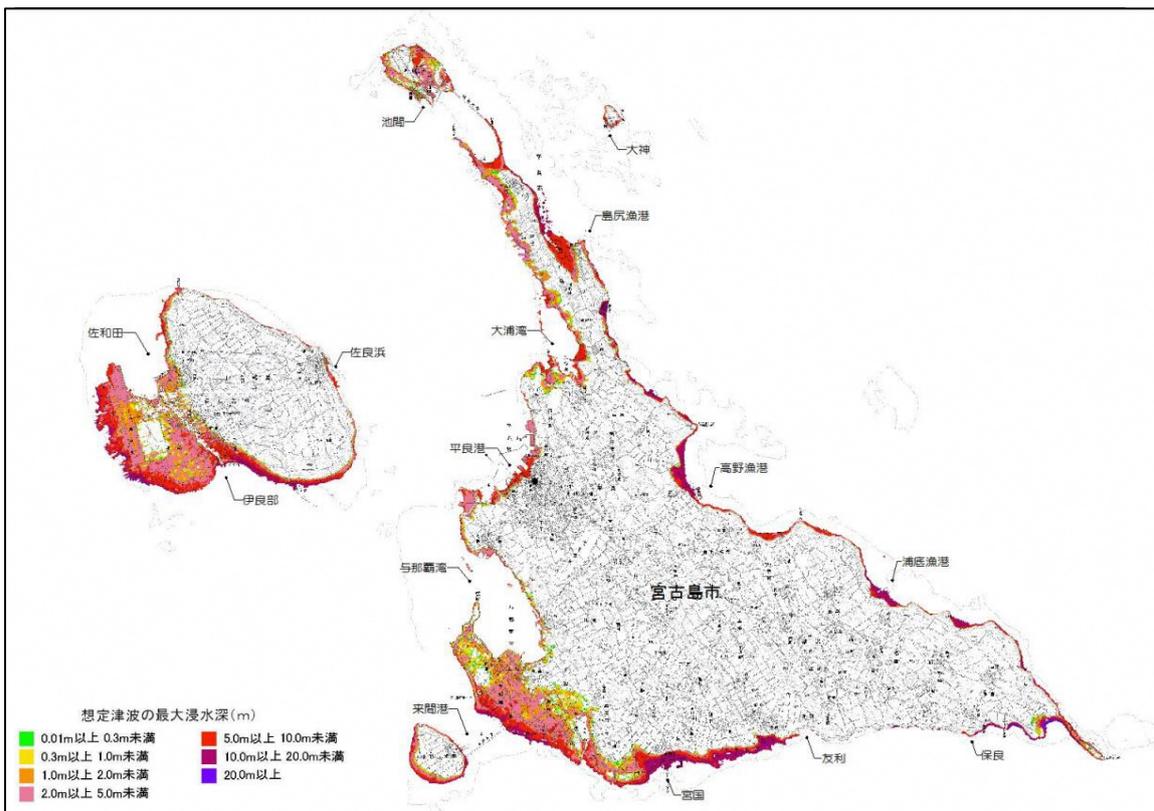
※2 1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3 地すべりを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

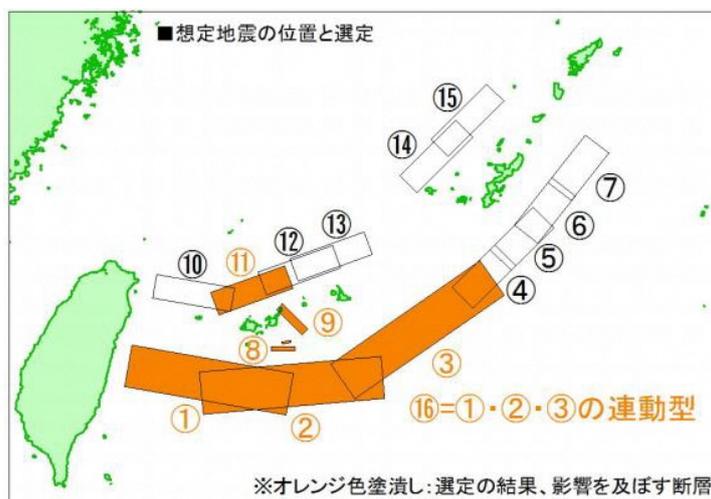
※4 1791年の地震の再現モデルである。

## 第2章 地域特性

平成 27 年 津波浸水予測図 宮古・八重山諸島沿岸域  
(津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定)



市町村名	島名	No.	代表地点	最大 遡上 高 (m)	影響 開始 時間 ±20 cm (分)	影響 開始 時間 +50 cm (分)	津波 到達 時間 (分)	最大遡上高(m)								
								5	10	15	20	25	30	35	40	
宮古島市(平良)	宮古島	1	島尻漁港	18.0	24	34	36									
		2	高野漁港	26.5	20	30	35									
宮古島市(城辺)		3	浦底漁港	21.9	15	24	28									
		4	保良	24.7	4	14	17									
宮古島市(上野)		5	友利	28.3	4	14	16									
宮古島市(下地)		6	宮国	26.5	5	15	19									
		7	与那覇湾	9.8	21	25	32									
宮古島市(平良)		8	平良港	12.5	18	23	38									
		9	大浦湾	14.1	17	41	44									
		10	池間	17.3	12	34	35									
宮古島市(伊良部)		11	大神	17.7	24	34	37									
		12	佐良浜	13.4	15	34	38									
宮古島市(下地)		13	伊良部	25.9	10	24	31									
		14	佐和田	15.3	9	22	33									
宮古島市(下地)		来間島	15	来間港	20.0	12	17	22								



### 3) 津波災害警戒区域

本市には、津波災害警戒区域が指定されている。

指定された区域は、前ページの津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定による最大クラスの津波浸水想定区域である。

## 第3章 脆弱性評価

### 1. 脆弱性評価の考え方

基本計画及び県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

本計画の策定においても、脆弱性評価を行い、地域の強靱化に向けた推進方針を設定する。

### 2. 想定するリスク

本計画においては、第2章で示した本市の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえて、本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

### 3. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、基本計画や県地域計画、また、本市における地域特性等を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる57の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のとおり設定した。

基本目標(4)	事前に備えるべき目標(8)	起きてはならない最悪の事態(57)
<p>【1】人命の保護が最大限図られること</p> <p>【2】市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること</p> <p>【3】市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること</p> <p>【4】迅速な復旧復興を可能にすること</p>	①直接死を最大限防ぐ	<p>①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p> <p>①-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生</p> <p>①-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生</p> <p>①-4 ブロック塀や石垣の倒壊により避難路が通行不能</p> <p>①-5 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生</p>
	②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	<p>②-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>②-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>②-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足</p> <p>②-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>②-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <p>②-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p> <p>②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能</p> <p>②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足</p> <p>②-10 観光客等の帰宅困難者の発生</p> <p>②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延</p> <p>②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下</p>
	③必要不可欠な行政機能は確保する	<p>③-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化</p> <p>③-2 市街地における信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p> <p>③-3 宮古島市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p>③-4 他自治体との相互応援体制の麻痺</p> <p>③-5 感染症まん延による各機関の業務停止</p> <p>③-6 電話、通信回線の被害等により災害・被害情報の収集が困難となり、初期情報発信の適切な実施不可</p>
	④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	<p>④-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>④-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達不可</p> <p>④-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援の遅延</p> <p>④-4 コンピューターシステムの停止(災害発生、サイバー攻撃、不正アクセス、ウイルスの侵入)</p> <p>④-5 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備</p>

基本目標(4)	事前に備えるべき目標(8)	起きてはならない最悪の事態(57)
<p>【1】人命の保護が最大限図られること</p> <p>【2】市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること</p> <p>【3】市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること</p> <p>【4】迅速な復旧復興を可能にすること</p>	<p>⑤経済活動を機能不全に陥らせない</p>	<p>⑤-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下</p> <p>⑤-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p> <p>⑤-4 食料等の安定供給の停滞</p> <p>⑤-5 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</p> <p>⑤-6 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞</p> <p>⑤-7 大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞</p> <p>⑤-8 物流機能等の大幅な低下</p>
	<p>⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p>	<p>⑥-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)やLPガスサプライチェーンの機能の停止</p> <p>⑥-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶</p> <p>⑥-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>⑥-4 地域交通ネットワークの分断</p> <p>⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生</p> <p>⑥-6 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化</p>
	<p>⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</p>	<p>⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p> <p>⑦-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生</p> <p>⑦-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>⑦-4 有害物質の大規模拡散・流出</p> <p>⑦-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p> <p>⑦-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響</p>
	<p>⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>	<p>⑧-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅延</p> <p>⑧-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足による復旧・復興の大幅な遅延</p> <p>⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延</p> <p>⑧-4 治安の悪化による復旧・復興の大幅な遅延</p> <p>⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延</p> <p>⑧-6 被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建の大幅な遅延</p> <p>⑧-7 ボランティアの人材、受入れ体制の不足による生活再建の遅延</p> <p>⑧-8 後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災</p> <p>⑧-9 風評被害等による来島者の大幅な減少</p>

#### 4. 評価の実施手順

57 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、それを回避するための施策を抽出し、当該施策で対応が十分かどうか、課題等の分析・評価を実施した。

評価結果を踏まえて、最悪の事態を回避するために必要な今後の施策の推進方針についてとりまとめた。また、各取組の進捗状況を把握する際、分析・評価にはできる限り指標を活用し、当該指標には「第2次宮古島市総合計画実施計画」の成果指標を用いた。

#### 5. 評価結果のポイント

評価結果は、別紙-1(リスクシナリオごとの脆弱性評価結果)のとおりである。評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントを以下に示す。

##### ①ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード整備には時間を要すること、充当できる財源に限りがあることを踏まえて、防災訓練や防災教育等のソフト対策の実施を適切に組み合わせる必要がある。

##### ②国、県、他市町村、民間事業者等との連携

各施策の実施主体は、市だけでなく、国、県、他市町村、民間事業者など多岐にわたる。平常時からの連携体制の確立および向上・充実が必要である。

##### ③広域かつ長期にわたる被害への対応

本市は島嶼地域であり、災害時には孤立することも踏まえて、広域かつ長期にわたる被害への対応が課題である。

##### ④災害時の観光客対応

本市の入域観光客数は年々増加しているが、災害時の観光客対応が課題であり、市内の観光関連団体及び観光関連事業者と連携して、観光客の安全を確保し、いのちを守る必要がある。

## 第4章 宮古島市における国土強靱化の推進方針

本市の地域特性や脆弱性評価の結果を踏まえて、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するための推進方針を以下に示す。

また、推進方針に関連する事業を別紙-2(関連事業一覧)に取りまとめる。

### ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### ①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化)【市[建築課、教育委員会]、関係部局、県、沖縄総合事務局】

○耐震診断及び耐震化を図るとともに、市の防災拠点となる公共施設・不特定多数の人が利用する施設については、耐震診断・改修等を進めていく必要があり、計画的な耐震化を重点的に取り組む。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)【市[建築課]、県、沖縄総合事務局】

○耐震化の必要性についての啓発や耐震診断及び耐震化の促進を図る。

(特定空家等対策)【建築課】

○災害時の倒壊等による危害を防ぐため、適切な管理が行われていない特定空家等について、県などの関係機関と連携し、解体除却助成や解体除却制度の創設検討等の対策を推進する。

(地震火災予防事業の実施)【市[消防本部、都市計画課、建築課]、県】

○地震火災の防止を図るために、以下の事業実施を推進する。

- (1)防火・準防火地域の指定
- (2)公営住宅の不燃化推進
- (3)耐震性貯水槽等・消防水利の整備

(消防・救助体制の強化)【消防本部】

○迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、以下の対策を推進する。

- (1)消防力・消防体制等の拡充強化
- (2)消防職員・消防団の育成
- (3)火災予防査察・防火診断
- (4)消防施設の整備拡充
- (5)防火意識の高揚・教育
- (6)応受援体制の強化

(個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実)【市[防災危機管理課、消防本部、福祉部、市民課、観光商工課、教育委員会]、県、関係機関】

○多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となるため、以下の対策を講じる。

(1)生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

(2)被災者の保護・救援のための事前措置の充実

(密集市街地対策)【都市計画課】

○密集住宅市街地において、火災延焼の防止対策や避難路、オープンスペース等の確保を促進する。

(公園の整備)【都市計画課、農政課、農村整備課】

○公園は、平時は市民や観光客の憩いの場であり、災害時には一時的な避難場所としての期待ができることから、適切な維持管理及び公園内施設の老朽化対策や長寿命化等の整備を推進する。

①-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(津波避難体制等の整備・強化)【防災危機管理課】

- 平常時から津波避難計画・防災マップなどを活用し津波避難対策を住民等に対し周知するとともに、適切な見直しをおこない、避難体制の確立を図る。

(指定緊急避難場所・指定避難所の整備等)【防災危機管理課】

- 人命を守るため、災害の種類別に指定緊急避難場所・指定避難所を整備・指定するとともに、避難所看板や海拔表示板等を設置することで住民への周知を図る。  
また、津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

(水難事故の防止)【地域振興課】

- 宮古島市水難事故防止推進協議会を中心に、平常時から水難事故防止に向けた取組の強化を図る。

(津波に強いまちの形成)【市[都市計画課、港湾課、水産課]、県】

- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。  
徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能なまちづくりを目指す。

(要配慮者利用施設の避難確保計画作成)【防災危機管理課】

- 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など取り組みの支援を促進する。

①-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

(情報伝達手段の拡充・強化)【防災危機管理課】

○防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)のほか、緊急速報メール、SNS、Lアラート、ラジオ等を活用して情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、システム操作訓練等を行い迅速な情報伝達体制を整備する。

(防災訓練・防災教育の実施)【市[防災危機管理課、消防本部、福祉部、市民課、観光商工課、教育委員会]、関係部局、防災関係機関】

○防災訓練等を実施し、大規模災害時での初動対応強化や関係機関等との連携強化を図る。

学校や地域等で継続的に防災訓練・防災教育を実施し、災害発生時の適正な判断力を養成するとともに、自助・公助の意識、防災意識の醸成を図る。

(避難行動要支援者の避難支援)【福祉部】

○国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、また、宮古島市災害時避難行動要支援者避難支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

①-4 ブロック塀や石垣の倒壊により避難路が通行不能

(ブロック塀等の安全対策)【市[道路建設課、建築課]、県】

○倒壊の危険性のあるブロック塀等の除去または安全対策工事を実施し、避難路の安全対策を推進する。

(建設業協会宮古支部との連携)【防災危機管理課、道路建設課】

○道路啓開等の復旧・復興を担う人材等が不足しないように、建設業協会宮古支部との連携を強化し、災害時の作業体制を確保する。

(緊急輸送道路等の整備)【市[道路建設課]、国、県】

○市内の緊急輸送道路について、国や県と連携し、地震直後から発生する緊急輸送を含む応急対策活動を円滑かつ確実に実施するため、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

また、市道道路施設の耐震性を確保する整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強等を実施する。

(関係機関と連携した道路啓開の実施)【市[道路建設課]、県、沖縄総合事務局】

○宮古島道路啓開計画に基づき、関係機関と連携し、早期に緊急輸送道路を確保する。  
事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

①-5 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

(防災訓練・防災教育の実施)【市[防災危機管理課、消防本部、福祉部、市民課、観光商工課、教育委員会]、関係部局、防災関係機関】<再掲>

○防災訓練等を実施し、大規模災害時での初動対応強化や関係機関等との連携強化を図る。

学校や地域等で継続的に防災訓練・防災教育を実施し、災害発生時の適正な判断力を養成するとともに、自助・公助の意識、防災意識の醸成を図る。

(津波避難体制等の整備・強化)【防災危機管理課】<再掲>

○平常時から津波避難計画・防災マップなどを活用し津波避難対策を住民等に対し周知するとともに、適切な見直しをおこない、避難体制の確立を図る。

(自主防災組織の育成)【防災危機管理課】

○初期消火、避難対策、救助・救護等を自主的に対処できるよう、地域における防災力の向上として、市民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織を育成する。

②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

②-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（広域連携体制の構築）【防災危機管理課】

○国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を推進するほか、島外の他市町村及び防災関係機関との広域連携が迅速かつ円滑に行える体制の強化を推進する。

（食料・飲料水及び生活必需品の備蓄）【市[防災危機管理課]、市民、事業所】

○大規模な災害に備え、自助・共助を基本に、市民による日頃からの家庭内備蓄を促進するとともに、流通在庫備蓄の確保、公的備蓄の推進を図る。

（活動体制の確立）【市[防災危機管理課]、国、県、宮古島警察署】

○多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、対策の前提となる活動体制の確立を引き続き図る。

- (1)市職員の防災対応力の向上
- (2)物資及び資機材の確保体制の充実
- (3)応援体制の強化
- (4)交通確保・緊急輸送体制の充実
- (5)広報広聴体制の充実
- (6)防災拠点の整備に関する検討
- (7)公的機関等の業務継続性の確保

（民間事業所等との連携強化）【防災危機管理課】

○災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、民間事業所等と災害に関する応援協定の締結を推進し、連携強化を図る。

②-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(自主防災組織の育成)【防災危機管理課】<再掲>

○初期消火、避難対策、救助・救護等を自主的に対処できるよう、地域における防災力の向上として、市民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織を育成する。

(港湾・漁港整備事業の実施)【市[港湾課、水産課]、県、沖縄総合事務局】

○平良港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。地震・津波後に機能麻痺が生じないよう、漲水地区において、耐震強化岸壁が整備されており、その背後に耐震強化岸壁と一体となって機能する臨時ヘリポートや緊急物資ストックヤード等に対応した防災緑地、臨港道路の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

○漁港については、規模や航路の状態から被災時には拠点漁港の補助的役割を担うための物資保管準拠点として、緑地、背後道路等の整備に努める。

(緊急輸送道路等の整備)【市[道路建設課]、国、県】<再掲>

○市内の緊急輸送道路について、国や県と連携し、地震直後から発生する緊急輸送を含む応急対策活動を円滑かつ確実に実施するため、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

また、市道道路施設の耐震性を確保する整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強等を実施する。

②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(保健師等専門職の育成)【健康増進課、保健師等専門職所属各課】

- 保健師等専門職の研修会及び定期的な AED 講習・災害保健医療コーディネート研修受講等を推進する。
- 保健師等専門職の新任期・中堅期・管理期・統括研修等受講を推進する。

(個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実)【市[防災危機管理課、消防本部、福祉部、市民課、観光商工課、教育委員会]、県、関係機関】<再掲>

- 多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となるため、以下の対策を講じる。

- (1)生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実
- (2)被災者の保護・救援のための事前措置の充実

(消防・救助体制の強化)【消防本部】<再掲>

- 迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、以下の対策を推進する。
  - (1)消防力・消防体制等の拡充強化
  - (2)消防職員・消防団の育成
  - (3)火災予防査察・防火診断
  - (4)消防施設の整備拡充
  - (5)防火意識の高揚・教育
  - (6)応援体制の強化

②-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

(食料・飲料水及び生活必需品の備蓄)【市[防災危機管理課]、市民、事業所】<再掲>

- 大規模な災害に備え、自助・共助を基本に、市民による日頃からの家庭内備蓄を促進するとともに、流通在庫備蓄の確保、公的備蓄の推進を図る。

(観光客等帰宅困難者用の備蓄)【防災危機管理課、観光商工課】

- 大規模な災害が発生し、公共交通機関が停止した場合、観光客等多数の帰宅困難者の発生が予想されるため、沖縄観光防災力強化支援事業補助金を活用し、観光客等帰宅困難者のための食料、物資等の備蓄を行う。

②-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(保健師等専門職の育成)【健康増進課、保健師等専門職所属各課】<再掲>

- 保健師等専門職の研修会及び定期的な AED 講習・災害保健医療コーディネート研修受講等を推進する。
- 保健師等専門職の新任期・中堅期・管理期・統括研修等受講を推進する。

(救急患者受け入れ医療機関の確保)【健康増進課】

- 災害時拠点病院以外の民間医療機関における救急患者受け入れ医療機関を確保する。

(広域連携体制の構築)【防災危機管理課】<再掲>

- 国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を推進するほか、島外の他市町村及び防災関係機関との広域連携が迅速かつ円滑に行える体制の強化を推進する。

## ②-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症対策の推進)【健康増進課】

- 市民の保健衛生環境の向上を図るとともに、災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症予防およびまん延防止のため、感染症に対する正しい知識の啓発、マスクや消毒液等の備蓄、効果的な感染予防対策の普及、各種感染症の予防接種の実施など、平常時から感染症対策の推進に取り組む。

## ②-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(医薬品・衛生資材等の確保)【防災危機管理課、関係部局】

- 医薬品・衛生資材等の公的備蓄の推進を図るとともに、関係団体と連携し流通在庫備蓄の確保を進める。

(保健師等専門職の育成)【健康増進課、保健師等専門職所属各課】<再掲>

- 保健師等専門職の研修会及び定期的な AED 講習・災害保健医療コーディネート研修受講等を推進する。
- 保健師等専門職の新任期・中堅期・管理期・統括研修等受講を推進する。

(民間事業所等との連携強化)【防災危機管理課】<再掲>

- 災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、民間事業所等と災害に関する応援協定の締結を推進し、連携強化を図る。

(自主的な避難所運営体制の構築)【防災危機管理課】

- 避難所運営訓練を実施し、自治会・自主防災組織の主体的な避難所運営を促進するとともに、避難所開設・運営マニュアルの適切な見直しを行う。

(避難所の環境整備)【防災危機管理課、福祉部】

- 避難所の生活環境の整備に必要な物資等の確保を推進するほか、高齢者や障がい者等の要配慮者やプライバシーに配慮した環境整備を進める。

②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能

(保健師等専門職の育成)【健康増進課、保健師等専門職所属各課】<再掲>

- 保健師等専門職の研修会及び定期的な AED 講習・災害保健医療コーディネート研修受講等を推進する。
- 保健師等専門職の新任期・中堅期・管理期・統括研修等受講を推進する。

(災害時の通信手段の確保)【防災危機管理課】

- 災害時の通信回線を確保するため、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの活用や衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保を促進する。

(広域連携体制の構築)【防災危機管理課】<再掲>

- 国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を推進するほか、島外の他市町村及び防災関係機関との広域連携が迅速かつ円滑に行える体制の強化を推進する。

(港湾施設の維持管理)【港湾課】

- 宮古圏域における安定的な海上輸送の確保や大規模地震時の物資輸送等を行うため、ふ頭用地、緑地等を整備する。また、外国クルーズ船の寄港増加に対応するため、港湾施設の整備を行う。

(港湾・漁港整備事業の実施)【市[港湾課、水産課]、県、沖縄総合事務局】<再掲>

- 平良港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。地震・津波後に機能麻痺が生じないよう、漲水地区において、耐震強化岸壁が整備されており、その背後に耐震強化岸壁と一体となって機能する臨時ヘリポートや緊急物資ストックヤード等に対応した防災緑地、臨港道路の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。
- 漁港については、規模や航路の状態から被災時には拠点漁港の補助的役割を担うための物資保管準拠点として、緑地、背後道路等の整備に努める。

(消防・救助体制の強化)【消防本部】<再掲>

- 迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、以下の対策を推進する。
  - (1)消防力・消防体制等の拡充強化
  - (2)消防職員・消防団の育成
  - (3)火災予防査察・防火診断
  - (4)消防施設の整備拡充
  - (5)防火意識の高揚・教育
  - (6)応援体制の強化

②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足

(社会福祉施設の耐震化等)【高齢者支援課】

○老人福祉センター及び社会福祉センターの維持管理・耐震化を重点的に推進する。

(保健師等専門職の育成)【健康増進課、保健師等専門職所属各課】<再掲>

○保健師等専門職の研修会及び定期的な AED 講習・災害保健医療コーディネート研修受講等を推進する。

○保健師等専門職の新任期・中堅期・管理期・統括研修等受講を推進する。

(避難所の環境整備)【防災危機管理課、福祉部】<再掲>

○避難所の生活環境の整備に必要な物資等の確保を推進するほか、高齢者や障がい者等の要配慮者やプライバシーに配慮した環境整備を進める。

(福祉避難所の確保・整備)【福祉政策課】

○避難所生活に配慮を要する高齢者、障がい者等を受け入れるために、福祉施設等と協定を締結し福祉避難所を確保する。

(在宅避難する障がい者への支援)【障がい福祉課】

○在宅で過ごす障がい者のための支援物資配給・情報伝達の整備を推進する。

(要配慮者の安全確保)【市[福祉部]、県、沖縄総合事務局】

○高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要なため、平常時から地域において、要配慮者の支援体制を整備する。

災害時要配慮者支援マニュアルの作成を検討する。

②-10 観光客等の帰宅困難者の発生

(観光客・旅行者・外国人等の安全確保)【市[観光商工課、市民課]、県、各交通機関等】

○観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

(観光客等帰宅困難者用の備蓄)【防災危機管理課、観光商工課】<再掲>

○大規模な災害が発生し、公共交通機関が停止した場合、観光客等多数の帰宅困難者の発生が予想されるため、沖縄観光防災力強化支援事業補助金を活用し、観光客等帰宅困難者のための食料、物資等の備蓄を行う。

## ②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延

(自主防災組織の育成)【防災危機管理課】<再掲>

○初期消火、避難対策、救助・救護等を自主的に対処できるよう、地域における防災力の向上として、市民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織を育成する。

(個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実)【市[防災危機管理課、消防本部、福祉部、市民課、観光商工課、教育委員会]、県、関係機関】<再掲>

○多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となるため、以下の対策を講じる。

- (1)生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実
- (2)被災者の保護・救援のための事前措置の充実

(消防・救助体制の強化)【消防本部】<再掲>

○迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、以下の対策を推進する。

- (1)消防力・消防体制等の拡充強化
- (2)消防職員・消防団の育成
- (3)火災予防査察・防火診断
- (4)消防施設の整備拡充
- (5)防火意識の高揚・教育
- (6)応援体制の強化

## ②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下

(自主防災組織の育成)【防災危機管理課】<再掲>

○初期消火、避難対策、救助・救護等を自主的に対処できるよう、地域における防災力の向上として、市民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織を育成する。

(地域コミュニティの強化)【地域振興課、生涯学習振興課、関係部局】

○自治会の活動支援や、地域と学校の交流を推進し、地域コミュニティの強化を図る。

③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

③-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

(防犯活動の推進)【地域振興課】

○市民の自主防犯意識の普及高揚を図るとともに各種防犯活動を積極的に推進する。

(防犯灯・防犯カメラの設置)【地域振興課】

○地域防犯を維持し、犯罪抑止効果を高めるため、防犯灯・防犯カメラの設置を推進する。

③-2 市街地における信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通安全活動の推進)【地域振興課】

○平常時から関係機関と連携し、交通秩序の確立、交通安全意識の普及高揚を図り、交通事故の防止に努める。

③-3 宮古島市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(宮古島市業務継続計画の充実)【防災危機管理課】

- 災害時の機能低下を最小限に留めるため、宮古島市業務継続計画を活用した研修・訓練の実施、業務継続に必要な資源の継続的な確保を推進するとともに、宮古島市業務継続計画の適切な見直しをおこない業務継続体制の強化を図る。

(給食に提供可能な防災食の定期購入)【給食共同調理場】

- 給食に提供可能な防災食の定期購入の実施を検討する。

(公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化)【市[建築課、教育委員会]、関係部局、県、沖縄総合事務局】<再掲>

- 耐震診断及び耐震化を図るとともに、市の防災拠点となる公共施設・不特定多数の人が利用する施設については、耐震診断・改修等を進めていく必要があり、計画的な耐震化を重点的に取り組む。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)【市[建築課]、県、沖縄総合事務局】<再掲>

- 耐震化の必要性についての啓発や耐震診断及び耐震化の促進を図る。

(公共建築物の定期点検及び定期検査)【市[関係部局]、県】

- 公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するとともに、老朽化が著しい施設等については、解体等を検討する。

(公共施設等の耐災害性の確保)【財政課、関係部局】

- 防災拠点となる庁舎や消防署、保健所、避難所など公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、計画的に施設の長寿命化を図り、非常用電源や燃料、非常用情報通信設備の整備、必要物資の備蓄など耐災害性の確保を図る。

### ③-4 他自治体との相互応援体制の麻痺

(災害時の通信手段の確保)【防災危機管理課】<再掲>

○災害時の通信回線を確保するため、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの活用や衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保を促進する。

(活動体制の確立)【市[防災危機管理課]、国、県、宮古島警察署】<再掲>

○多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、対策の前提となる活動体制の確立を引き続き図る。

- (1)市職員の防災対応力の向上
- (2)物資及び資機材の確保体制の充実
- (3)応援体制の強化
- (4)交通確保・緊急輸送体制の充実
- (5)広報広聴体制の充実
- (6)防災拠点の整備に関する検討
- (7)公的機関等の業務継続性の確保

(消防・救助体制の強化)【消防本部】<再掲>

○迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、以下の対策を推進する。

- (1)消防力・消防体制等の拡充強化
- (2)消防職員・消防団の育成
- (3)火災予防査察・防火診断
- (4)消防施設の整備拡充
- (5)防火意識の高揚・教育
- (6)応受援体制の強化

### ③-5 感染症まん延による各機関の業務停止

(感染症対策の推進)【健康増進課】<再掲>

○市民の保健衛生環境の向上を図るとともに、災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症予防およびまん延防止のため、感染症に対する正しい知識の啓発、マスクや消毒液等の備蓄、効果的な感染予防対策の普及、各種感染症の予防接種の実施など、平常時から感染症対策の推進に取り組む。

**③-6 電話、通信回線の被害等により災害・被害情報の収集が困難となり、初期情報発信の適切な実施不可**

(情報伝達手段の拡充・強化)【防災危機管理課】<再掲>

○防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)のほか、緊急速報メール、SNS、Lアラート、ラジオ等を活用して情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、システム操作訓練等を行い迅速な情報伝達体制を整備する。

(通信施設災害予防対策)【市[総務課、情報政策課]、県、各電気通信事業者】

○災害時の通信の確保を図るため、通信施設に予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとし、特に通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(災害時の通信手段の確保)【防災危機管理課】<再掲>

○災害時の通信回線を確保するため、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの活用や衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保を促進する。

**④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する**

**④-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止**

(電気自動車の活用)【エコアイランド推進課】

- 台風等災害時における停電が課題であり、対策として電気自動車(EV)の活用が有効であることから、EVの普及を促進する。

(一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会宮古支部との連携)【防災危機管理課】

- 一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会宮古支部との間で、災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定を締結しており、平常時から災害発生に備えた訓練等を通じて関係者の一層の連携を図る。災害時は避難所等にLPガスの供給を行う。

(電力施設災害予防対策)【沖縄電力株式会社 離島カンパニー宮古支店】

- 電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

(通信施設災害予防対策)【市[総務課、情報政策課]、県、各電気通信事業者】<再掲>

- 災害時の通信の確保を図るため、通信施設に予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとし、特に通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

**④-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達不可**

(情報伝達手段の拡充・強化)【防災危機管理課】<再掲>

- 防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)のほか、緊急速報メール、SNS、Lアラート、ラジオ等を活用して情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、システム操作訓練等を行い迅速な情報伝達体制を整備する。

(通信・放送設備の優先利用等の事前措置)【市[情報政策課]、県、関係機関】

- 通信設備の優先利用及び優先使用について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める。

**④-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援の遅延**

(災害時の通信手段の確保)【防災危機管理課】<再掲>

- 災害時の通信回線を確保するため、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの活用や衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保を促進する。

**④-4 コンピューターシステムの停止（災害発生、サイバー攻撃、不正アクセス、ウイルスの侵入）**

(業務継続体制の強化)【情報政策課】

- 住民情報等の重要情報を取扱うシステムの一部クラウド化や他県へのデータバックアップによる業務継続体制を強化する。

(公共施設等の耐災害性の確保)【財政課、関係部局】<再掲>

- 防災拠点となる庁舎や消防署、保健所、避難所など公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、計画的に施設の長寿命化を図り、非常用電源や燃料、非常用情報通信設備の整備、必要物資の備蓄など耐災害性の確保を図る。

④-5 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備

(情報伝達手段の拡充・強化)【防災危機管理課】<再掲>

○防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)のほか、緊急速報メール、SNS、Lアラート、ラジオ等を活用して情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、システム操作訓練等を行い迅速な情報伝達体制を整備する。

(通信・放送設備の優先利用等の事前措置)【市[情報政策課]、県、関係機関】<再掲>

○通信設備の優先利用及び優先使用について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める。

(要配慮者の安全確保)【市[福祉部]、県、沖縄総合事務局】<再掲>

○高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要のため、平常時から地域において、要配慮者の支援体制を整備する。  
災害時要配慮者支援マニュアルの作成を検討する。

(障がい者に対する情報伝達手段の多様化)【障がい福祉課】

○障がい者に対する避難誘導等を配慮し、障害種別で情報伝達手段を工夫する。  
避難所の情報掲示を統一し、わかりやすい情報提供を推進する。

**⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない**

**⑤-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下**

(港湾 BCP の充実)【港湾課】

- 港湾 BCP に基づいた実効性のある体制を確保し、PDCA サイクルによる継続的な見直し・改善が図れるよう、関係者による訓練を定期的に行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

**⑤-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止**

(一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会宮古支部との連携)【防災危機管理課】<再掲>

- 一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会宮古支部との間で、災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定を締結しており、平常時から災害発生に備えた訓練等を通じて関係者の一層の連携を図る。災害時は避難所等にLPガスの供給を行う。

(電力施設災害予防対策)【沖縄電力株式会社 離島カンパニー宮古支店】<再掲>

- 電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

**⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等**

(消防・救助体制の強化)【消防本部】<再掲>

- 迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、以下の対策を推進する。
  - (1) 消防力・消防体制等の拡充強化
  - (2) 消防職員・消防団の育成
  - (3) 火災予防査察・防火診断
  - (4) 消防施設の整備拡充
  - (5) 防火意識の高揚・教育
  - (6) 応受援体制の強化

⑤-4 食料等の安定供給の停滞

(水産業生産基盤の整備)【水産課】

- 水産業の振興を図るとともに、災害時に食料等の安定供給の停滞等、水産業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、水産業生産基盤の整備・保全に取り組む。

(広域連携体制の構築)【防災危機管理課】<再掲>

- 国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を推進するほか、島外の他市町村及び防災関係機関との広域連携が迅速かつ円滑に行える体制の強化を推進する。

(食料・飲料水及び生活必需品の備蓄)【市[防災危機管理課]、市民、事業所】<再掲>

- 大規模な災害に備え、自助・共助を基本に、市民による日頃からの家庭内備蓄を促進するとともに、流通在庫備蓄の確保、公的備蓄の推進を図る。

(災害用資機材等の備蓄)【防災危機管理課、関係部局】

- 燃料、発電機、救出救助資機材、消火用資機材等について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄する。

(活動体制の確立)【市[防災危機管理課]、国、県、宮古島警察署】<再掲>

- 多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、対策の前提となる活動体制の確立を引き続き図る。

- (1)市職員の防災対応力の向上
- (2)物資及び資機材の確保体制の充実
- (3)応援体制の強化
- (4)交通確保・緊急輸送体制の充実
- (5)広報広聴体制の充実
- (6)防災拠点の整備に関する検討
- (7)公的機関等の業務継続性の確保

(民間事業所等との連携強化)【防災危機管理課】<再掲>

- 災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、民間事業所等と災害に関する応援協定の締結を推進し、連携強化を図る。

**⑤-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響**

(上水道施設の強化)【水道施設課】

○施設の老朽化、水需要の増加等の課題を踏まえ、安全で安定した水道水の供給、健全な経営状態の上水道事業者の持続、災害に対応できるよう水道施設の耐震化を推進する。

(水道水の渇水対策)【水道総務課】

○節水の呼びかけや制限給水の実施等、水道水の渇水対策の充実に向けた取組を推進する。

(地下水の保全)【水道総務課、環境衛生課】

○唯一の淡水資源である地下水の保全・有効利用を推進する。

**⑤-6 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞**

(事業者への融資対策)【市[農政課、みどり推進課、水産課、観光商工課]、県】

○災害により被害を受けた事業者(農業者、林業者、漁業者)の事業再開のため、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導・推進する。速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る。  
災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、緊急連絡会の開催や金融相談の実施、被害状況等の把握体制を整備する。

(企業防災の促進)【市[防災危機管理課]、県、事業者】

○事業者等の防災対策に資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組む。  
また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

### ⑤-7 大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞

(事業者への融資対策)【市[農政課、みどり推進課、水産課、観光商工課]、県】<再掲>

- 災害により被害を受けた事業者(農業者、林業者、漁業者)の事業再開のため、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導・推進する。速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る。災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、緊急連絡会の開催や金融相談の実施、被害状況等の把握体制を整備する。

(農地保全整備)【農村整備課】

- 農地の浸食防止対策を行い、農地の肥沃な土壌を確保するとともに、防風林帯施設を整備し、塩害や風害から農作物の被害を防止し農業の生産の向上と経営の安定を目的とした整備を行う。

(基幹水利施設の管理)【農村整備課】

- 基幹水利施設(福里・砂川地下ダム関連施設)について、地域の農業情勢及び社会的経済情勢の変化に対応した管理を行い、その効用を適正に発揮させる。

(農業水路等長寿命化・防災減災対策)【農村整備課】

- 農業水利施設の安定的な発揮に必要な長寿命化及び減災対策を推進する。

### ⑤-8 物流機能等の大幅な低下

(港湾施設の維持管理)【港湾課】<再掲>

- 宮古圏域における安定的な海上輸送の確保や大規模地震時の物資輸送等を行うため、ふ頭用地、緑地等を整備する。また、外国クルーズ船の寄港増加に対応するため、港湾施設の整備を行う。

(港湾・漁港整備事業の実施)【市[港湾課、水産課]、県、沖縄総合事務局】<再掲>

- 平良港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。地震・津波後に機能麻痺が生じないよう、漲水地区において、耐震強化岸壁が整備されており、その背後に耐震強化岸壁と一体となって機能する臨時ヘリポートや緊急物資ストックヤード等に対応した防災緑地、臨港道路の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。
- 漁港については、規模や航路の状態から被災時には拠点漁港の補助的役割を担うための物資保管準拠点として、緑地、背後道路等の整備に努める。

⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⑥-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やLPガスサプライチェーンの機能の停止

（電気自動車の活用）【エコアイランド推進課】<再掲>

○台風等災害時における停電が課題であり、対策として電気自動車（EV）の活用が有効であることから、EVの普及を促進する。

（再生可能エネルギーの活用）【エコアイランド推進課】

○大規模停電などに備え、太陽光発電などの再生可能エネルギーと合わせて、蓄電池や電気自動車（EV）、V2H等の導入拡大を推進する。

（一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会宮古支部との連携）【防災危機管理課】<再掲>

○一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会宮古支部との間で、災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定を締結しており、平常時から災害発生に備えた訓練等を通じて関係者の一層の連携を図る。災害時は避難所等にLPガスの供給を行う。

（電力施設災害予防対策）【沖縄電力株式会社 離島カンパニー宮古支店】<再掲>

○電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

（主要水源池における非常用発電機の適正管理）【水道施設課】

○停電時においても給水できるよう、主要な水源地に設置した非常用発電機の適正管理に努める。

⑥-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶

(上水道施設の強化)【水道施設課】<再掲>

- 施設の老朽化、水需要の増加等の課題を踏まえ、安全で安定した水道水の供給、健全な経営状態の上水道事業体の持続、災害に対応できるよう水道施設の耐震化を推進する。

(水道水の湧水対策)【水道総務課】<再掲>

- 節水の呼びかけや制限給水の実施等、水道水の湧水対策の充実に向けた取組を推進する。

(給水タンク・非常用給水袋の整備)【水道総務課】

- 災害時に備えて、給水タンク・非常用給水袋などの資機材を整備する。

(水源地の津波対策並びに施設の耐震性及び液状化対策の強化)【市[水道施設課、水道工務課]、県】

- 白川田水源地は津波による被災リスクがあることから、被害対策を講ずる。  
水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては適切な保守点検による耐震性の確保に努める。  
また、配水系統の相互連結や緊急給水手段の確保により供給システムの強化を推進する。

(相互応援体制の強化)【水道総務課】

- 沖縄県水道災害相互応援協定により、県企業局及び他市町村水道事業体へ応援を依頼することが可能である。協定に基づく実践的な運用体制をより整備・点検するため、訓練の実施等を検討し、適宜マニュアルの見直しを行う。

(地下水の保全)【水道総務課、環境衛生課】<再掲>

- 唯一の淡水資源である地下水の保全・有効利用を推進する。

⑥-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(施設の強化及びバックアップ施設の整備)【市[下水道課]、県】

- 下水道施設の施工にあたっては、高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備(停電対策)を行い、災害に強い下水道の整備を図る。

(広域応援体制の整備)【市[下水道課]、県】

- 下水道施設の災害が発生した場合に迅速に対応できるよう広域応援体制の整備を推進する。

(下水道の浸水対策)【下水道課】

- 関係住民等と一体となって、雨水幹線施設等の流出抑制対策に加え、内水ハザードマップの公表等の総合的な浸水対策を推進する。

(下水道の地震・津波対策)【下水道課】

- 地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように、施設の耐震性、液状化対策の強化等の対策を行う。

(し尿処理体制の強化)【環境衛生課】

- し尿処理に支障を来すことのないよう、し尿処理体制の強化を図る。

#### ⑥-4 地域交通ネットワークの分断

(緊急輸送道路等の整備)【市[道路建設課]、国、県】<再掲>

○市内の緊急輸送道路について、国や県と連携し、地震直後から発生する緊急輸送を含む応急対策活動を円滑かつ確実に実施するため、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

また、市道道路施設の耐震性を確保する整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強等を実施する。

(関係機関と連携した道路啓開の実施)【市[道路建設課]、県、沖縄総合事務局】<再掲>

○宮古島道路啓開計画に基づき、関係機関と連携し、早期に緊急輸送道路を確保する。  
事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(活動体制の確立)【市[防災危機管理課]、国、県、宮古島警察署】<再掲>

○多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、対策の前提となる活動体制の確立を引き続き図る。

- (1)市職員の防災対応力の向上
- (2)物資及び資機材の確保体制の充実
- (3)応援体制の強化
- (4)交通確保・緊急輸送体制の充実
- (5)広報広聴体制の充実
- (6)防災拠点の整備に関する検討
- (7)公的機関等の業務継続性の確保

(道路改築工事による円滑な交通体系の確保)【都市計画課】

- 市の中心市街地を南北に縦断する補助幹線道路である大道線の早急な整備を行い、円滑な交通体系の確立を図り、防災上重要な誘導路線の役割を強化する。
- 荷川取線は補助幹線道路として、昭和52年に都市計画決定されたが、未整備のまま現在に至っているため、整備による円滑な交通の確保を図る。

⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生

(空港施設の整備)【市[空港課]、県、空港管理者】

○地震・津波災害に際して空港施設の被害を最小限に食い止めるために、施設の耐震性及び耐浪性の確保等を推進するとともに、必要な物資、資機材、人員等の輸送拠点としての機能が早期に発揮できるよう災害予防事業を重点的に推進する。

(建設業協会宮古支部との連携)【防災危機管理課、道路建設課】<再掲>

○道路啓開等の復旧・復興を担う人材等が不足しないように、建設業協会宮古支部との連携を強化し、災害時の作業体制を確保する。

(港湾・漁港整備事業の実施)【市[港湾課、水産課]、県、沖縄総合事務局】<再掲>

○平良港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。地震・津波後に機能麻痺が生じないよう、漲水地区において、耐震強化岸壁が整備されており、その背後に耐震強化岸壁と一体となって機能する臨時ヘリポートや緊急物資ストックヤード等に対応した防災緑地、臨港道路の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

○漁港については、規模や航路の状態から被災時には拠点漁港の補助的役割を担うための物資保管準拠点として、緑地、背後道路等の整備に努める。

(応急復旧体制の確保)【市[港湾課、水産課]、県、沖縄総合事務局】

○港湾管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾機能の維持・継続のための体制強化を図る。また、港湾の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保を図るため、建設業者等の協定締結者との体制強化を図る。

○漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講ずる。

(道路改築工事による円滑な交通体系の確保)【都市計画課】<再掲>

○市の中心市街地を南北に縦断する補助幹線道路である大道線の早急な整備を行い、円滑な交通体系の確立を図り、防災上重要な誘導路線の役割を強化する。

○荷川取線は補助幹線道路として、昭和52年に都市計画決定されたが、未整備のまま現在に至っているため、整備による円滑な交通の確保を図る。

⑥-6 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

(住宅の復旧)【市[福祉政策課、建築課]、県】

- 被災者の避難生活を長期化させないために、災害住宅融資や災害公営住宅建設の迅速な実施に向けて、県との連携を強化する。

(地震保険や共済保険の活用)【市[防災危機管理課]、県】

- 地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、制度の普及促進に努める。

(広域連携体制の構築)【防災危機管理課】<再掲>

- 国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を推進するほか、島外の他市町村及び防災関係機関との広域連携が迅速かつ円滑に行える体制の強化を推進する。

(罹災証明書の迅速な発行)【市[建築課]、県】

- 罹災証明書の発行が円滑に行われる体制を整備するため、被害認定調査等に精通した人材の育成を推進する。

⑦ 制御不能な二次災害を発生させない

⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(建設業協会宮古支部との連携)【防災危機管理課、道路建設課】<再掲>

○道路啓開等の復旧・復興を担う人材等が不足しないように、建設業協会宮古支部との連携を強化し、災害時の作業体制を確保する。

(緊急輸送道路等の整備)【市[道路建設課]、国、県】<再掲>

○市内の緊急輸送道路について、国や県と連携し、地震直後から発生する緊急輸送を含む応急対策活動を円滑かつ確実に実施するため、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

また、市道道路施設の耐震性を確保する整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強等を実施する。

(関係機関と連携した道路啓開の実施)【市[道路建設課]、県、沖縄総合事務局】<再掲>

○宮古島道路啓開計画に基づき、関係機関と連携し、早期に緊急輸送道路を確保する。事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(地震火災予防事業の実施)【市[消防本部、都市計画課、建築課]、県】<再掲>

○地震火災の防止を図るために、以下の事業実施を推進する。

- (1)防火・準防火地域の指定
- (2)公営住宅の不燃化推進
- (3)耐震性貯水槽等・消防水利の整備

(公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化)【市[建築課、教育委員会]、関係部局、県、沖縄総合事務局】<再掲>

○耐震診断及び耐震化を図るとともに、市の防災拠点となる公共施設・不特定多数の人が利用する施設については、耐震診断・改修等を進めていく必要があり、計画的な耐震化を重点的に取り組む。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)【市[建築課]、県、沖縄総合事務局】<再掲>

○耐震化の必要性についての啓発や耐震診断及び耐震化の促進を図る。

(消防・救助体制の強化)【消防本部】<再掲>

○迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、以下の対策を推進する。

- (1)消防力・消防体制等の拡充強化
- (2)消防職員・消防団の育成
- (3)火災予防査察・防火診断
- (4)消防施設の整備拡充
- (5)防火意識の高揚・教育
- (6)応受援体制の強化

#### ⑦-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(港湾 BCP の充実)【港湾課】<再掲>

○港湾 BCP に基づいた実効性のある体制を確保し、PDCA サイクルによる継続的な見直し・改善が図れるよう、関係者による訓練を定期的に行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

#### ⑦-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農地防災事業の促進)【市[農村整備課]、県】

○地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

(農業水路等長寿命化・防災減災対策)【農村整備課】<再掲>

○農業水利施設の安定的な発揮に必要な長寿命化及び減災対策を推進する。

#### ⑦-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害化学物質等漏出災害の予防)【市[環境衛生課]、県】

○有害化学物質等取扱事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、市内事業場の状況把握及び情報提供体制の整備、事業者の指導等の実施を推進する。

#### ⑦-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の保全)【みどり推進課】

○森林が有する多面的機能を発揮するため、森林の保全活動、適切な整備を推進する。

(農地防災事業の促進)【市[農村整備課]、県】<再掲>

○地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

#### ⑦-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(情報伝達手段の拡充・強化)【防災危機管理課】<再掲>

○防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)のほか、緊急速報メール、SNS、Lアラート、ラジオ等を活用して情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、システム操作訓練等を行い迅速な情報伝達体制を整備する。

(風評被害の対策)【市[観光商工課]、県、沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等】

○風評被害による観光業の影響を防ぐため、平常時から県、沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等と連携し、正しい情報を迅速に収集・整理・発信できる体制の構築を検討する。

⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

⑧-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅延

(災害廃棄物処理計画の策定)【環境衛生課】

○災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、県及び関係団体等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する体制の充実を図る。

(ごみ処理体制の強化)【環境衛生課】

○廃棄物等の継続的な処理を行うため、ごみ処理体制の強化を図る。

⑧-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による復旧・復興の大幅な遅延

(建設業協会宮古支部との連携)【防災危機管理課、道路建設課】<再掲>

○道路啓開等の復旧・復興を担う人材等が不足しないように、建設業協会宮古支部との連携を強化し、災害時の作業体制を確保する。

⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延

(自主防災組織の育成)【防災危機管理課】<再掲>

○初期消火、避難対策、救助・救護等を自主的に対処できるよう、地域における防災力の向上として、市民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織を育成する。

(防犯活動の推進)【地域振興課】<再掲>

○市民の自主防犯意識の普及高揚を図るとともに各種防犯活動を積極的に推進する。

(地域コミュニティの強化)【地域振興課、生涯学習振興課、関係部局】<再掲>

○自治会の活動支援や、地域と学校の交流を推進し、地域コミュニティの強化を図る。

#### ⑧-4 治安の悪化による復旧・復興の大幅な遅延

(防犯活動の推進)【地域振興課】<再掲>

○市民の自主防犯意識の普及高揚を図るとともに各種防犯活動を積極的に推進する。

(防犯灯・防犯カメラの設置)【地域振興課】<再掲>

○地域防犯を維持し、犯罪抑止効果を高めるため、防犯灯・防犯カメラの設置を推進する。

#### ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延

(空港施設の整備)【市[空港課]、県、空港管理者】<再掲>

○地震・津波災害に際して空港施設の被害を最小限に食い止めるために、施設の耐震性及び耐浪性の確保等を推進するとともに、必要な物資、資機材、人員等の輸送拠点としての機能が早期に発揮できるよう災害予防事業を重点的に推進する。

(建設業協会宮古支部との連携)【防災危機管理課、道路建設課】<再掲>

○道路啓開等の復旧・復興を担う人材等が不足しないように、建設業協会宮古支部との連携を強化し、災害時の作業体制を確保する。

(防災まちづくり)【市[防災危機管理課、都市計画課、企画調整課]、県】

○避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を重点的に推進する。

(緊急輸送道路等の整備)【市[道路建設課]、国、県】<再掲>

○市内の緊急輸送道路について、国や県と連携し、地震直後から発生する緊急輸送を含む応急対策活動を円滑かつ確実に実施するため、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

また、市道道路施設の耐震性を確保する整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強等を実施する。

(関係機関と連携した道路啓開の実施)【市[道路建設課]、県、沖縄総合事務局】<再掲>

○宮古島道路啓開計画に基づき、関係機関と連携し、早期に緊急輸送道路を確保する。事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(港湾・漁港整備事業の実施)【市[港湾課、水産課]、県、沖縄総合事務局】<再掲>

- 平良港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。地震・津波後に機能麻痺が生じないよう、漲水地区において、耐震強化岸壁が整備されており、その背後に耐震強化岸壁と一体となって機能する臨時ヘリポートや緊急物資ストックヤード等に対応した防災緑地、臨港道路の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。
- 漁港については、規模や航路の状態から被災時には拠点漁港の補助的役割を担うための物資保管準拠点として、緑地、背後道路等の整備に努める。

(応急復旧体制の確保)【市[港湾課、水産課]、県、沖縄総合事務局】<再掲>

- 港湾管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾機能の維持・継続のための体制強化を図る。また、港湾の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保を図るため、建設業者等の協定締結者との体制強化を図る。
- 漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講ずる。

#### ⑧-6 被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建の大幅な遅延

(生業資金の貸付)【市[福祉政策課・児童家庭課]、県】

- 被災者等の生活再建に向けた生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保等きめ細かな支援を推進する。

(被災者相談窓口等の開設)【地域振興課】

- 被災した市民からの多種多様な相談・要望等に対応するため、相談窓口の開設や関係機関との連携を進める。

(広域連携体制の構築)【防災危機管理課】<再掲>

- 国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を推進するほか、島外の他市町村及び防災関係機関との広域連携が迅速かつ円滑に行える体制の強化を推進する。

(罹災証明書の迅速な発行)【市[建築課]、県】<再掲>

- 罹災証明書の発行が円滑に行われる体制を整備するため、被害認定調査等に精通した人材の育成を推進する。

### ⑧-7 ボランティアの人材、受入れ体制の不足による生活再建の遅延

(災害ボランティアの活動環境の整備)【市[学校教育課、福祉政策課、防災危機管理課]、県、宮古島市社会福祉協議会】

○学校教育や生涯学習を通じてボランティア意識を醸成し、平常時から県及び関係機関と連携して、ボランティアの育成等に努める。

宮古島市災害ボランティアセンターの設置・運営し、ボランティアの受け入れ体制の整備等を行い、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

(広域連携体制の構築)【防災危機管理課】<再掲>

○国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を推進するほか、島外の他市町村及び防災関係機関との広域連携が迅速かつ円滑に行える体制の強化を推進する。

### ⑧-8 後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災

(文化財の保護)【生涯学習振興課、総合博物館】

○防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。また、暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。

### ⑧-9 風評被害等による来島者の大幅な減少

(情報伝達手段の拡充・強化)【防災危機管理課】<再掲>

○防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)のほか、緊急速報メール、SNS、Lアラート、ラジオ等を活用して情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、システム操作訓練等を行い迅速な情報伝達体制を整備する。

(風評被害の対策)【市[観光商工課]、県、沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等】<再掲>

○風評被害による観光業の影響を防ぐため、平常時から県、沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等と連携し、正しい情報を迅速に収集・整理・発信できる体制の構築を検討する。

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進

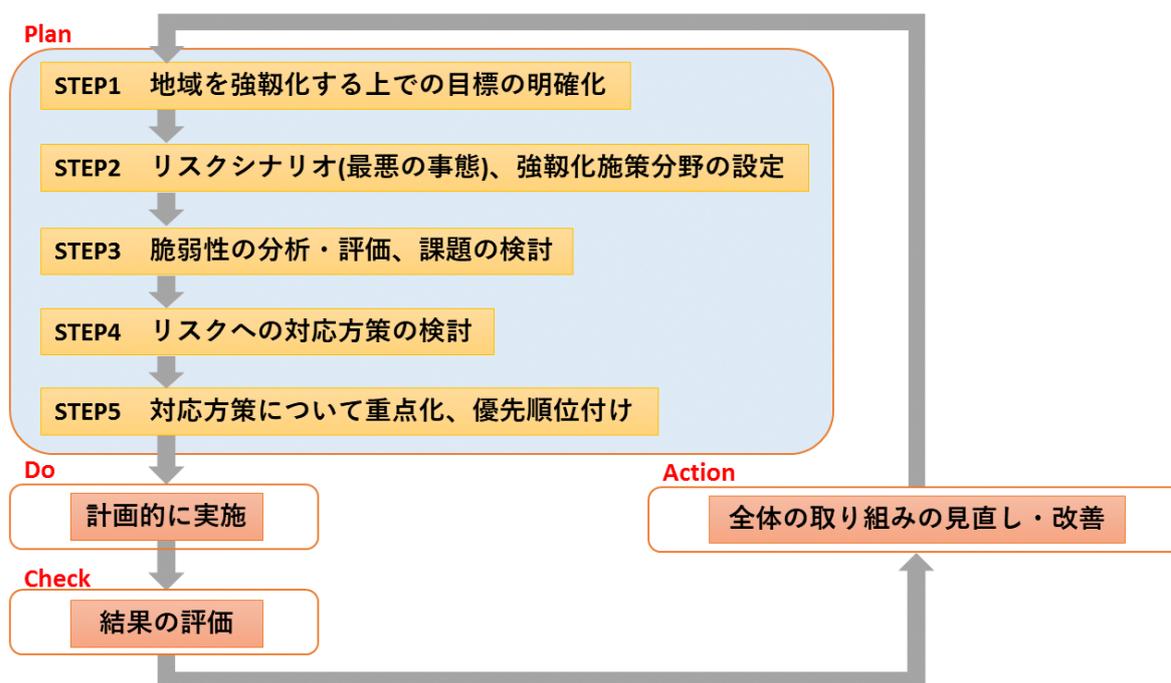
本計画は、地域の強靱化の観点から、市における分野別計画の指針となるものである。市内において総合的・横断的に実施することが望ましく、市民、事業者、県、国等と連携しながら、計画を推進していく。

### 2. 不断の見直し

地域を取り巻く環境の変化や、国土強靱化基本計画又は沖縄県国土強靱化地域計画が見直された場合等、必要に応じて内容を見直す。また、国土強靱化に係る分野別計画の見直し等、市の中長期的な方針変更が行われた場合も、推進方針に定められた関連施策等について変更・追加を行うことにより、適切かつ迅速な強靱化の取組を推進していく。

### 3. 進捗管理

地域の強靱化を着実に推進するため、指標目標(14項目)等を活用し、施策の進捗状況を適切に管理する。



4.重要業績評価指標（KPI）

以下の指標は、「第2次宮古島市総合計画実施計画」の成果指標を主に用いている。

項目	現状値	目標値	リスクシナリオ
<b>①直接死を最大限防ぐ。</b>			
特定空家等戸数(除去・改善、利活用等)対策済割合	0.0% (令和元年度)	15.0% (令和3年度)	①-1
救急ステーション認定事業所数	0箇所 (令和元年度)	10箇所 (令和3年度)	①-1
住宅用火災警報器の設置率の向上	43% (令和元年度)	80% (令和3年度)	①-1 ⑦-1
公営住宅の新耐震設計適合住宅率の向上	91.6% (令和元年度)	95.0% (令和3年度)	①-1 ⑦-1
自主防災組織の結成	2団体 (令和元年度)	4団体 (令和3年度)	①-5 ②-2 ②-11 ②-12 ⑧-3
<b>②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。</b>			
小地域ネットワークの増加	21箇所 (令和元年度)	18箇所 (令和3年度)	②-12 ③-1 ⑧-4
健康な高齢者の増加	80.8% (令和元年度)	78.0% (令和3年度)	②-12
自主防災組織の結成<再掲>	2団体 (令和元年度)	4団体 (令和3年度)	①-5 ②-2 ②-11 ②-12 ⑧-3
<b>③必要不可欠な行政機能は確保する。</b>			
小地域ネットワークの増加<再掲>	21箇所 (令和元年度)	18箇所 (令和3年度)	②-12 ③-1 ⑧-4
犯罪のない島づくり・刑法犯の減少(年間)	276件 (令和元年度)	340件 (令和3年度)	③-1 ⑧-4
<b>④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。</b>			
電気自動車(EV)の普及台数※	300台 (平成30年)	13,000台 (2030年)	④-1 ⑥-1
<b>⑤経済活動を機能不全に陥らせない。</b>			
耐震バースの整備(平良港漲水地区複合一環輸送ターミナル改良事業)	一部供用開始 (令和元年度)	整備済 (令和3年度)	⑤-1 ⑤-8 ⑦-2 ⑧-5

第5章 計画の推進

項目	現状値	目標値	リスクナリオ
<b>⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。</b>			
電気自動車(EV)の普及台数<再掲>	300 台 (平成 30 年)	13,000 台 (2030 年)	④-1 ⑥-1
公共下水道の普及率の向上	42.6% (令和元年度)	50.5% (令和 3 年度)	⑥-3
誰にでも優しい道づくり(道路改良率の向上)	65.4% (令和元年度)	66.0% (令和 3 年度)	⑥-4 ⑥-5
<b>⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。</b>			
住宅用火災警報器の設置率の向上<再掲>	43% (令和元年度)	80% (令和 3 年度)	①-1 ⑦-1
公営住宅の新耐震設計適合住宅率の向上<再掲>	91.6% (令和元年度)	95.0% (令和 3 年度)	①-1 ⑦-1
耐震バースの整備(平良港漲水地区複合一環輸送ターミナル改良事業)<再掲>	一部供用開始 (令和元年度)	整備済 (令和 3 年度)	⑤-1 ⑤-8 ⑦-2 ⑧-5
ほ場整備率の向上	60.5% (令和元年度)	67.4% (令和 3 年度)	⑦-5
畑地かんがい施設整備率の向上	68.7% (令和元年度)	74.0% (令和 3 年度)	⑦-5
<b>⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。</b>			
小地域ネットワークの増加<再掲>	21 箇所 (令和元年度)	18 箇所 (令和 3 年度)	②-12 ③-1 ⑧-4
自主防災組織の結成<再掲>	2 団体 (令和元年度)	4 団体 (令和 3 年度)	①-5 ②-2 ②-11 ②-12 ⑧-3
犯罪のない島づくり・刑法犯の減少(年間)<再掲>	276 件 (令和元年度)	340 件 (令和 3 年度)	③-1 ⑧-4
耐震バースの整備(平良港漲水地区複合一環輸送ターミナル改良事業)<再掲>	一部供用開始 (令和元年度)	整備済 (令和 3 年度)	⑤-1 ⑤-8 ⑦-2 ⑧-5

※電気自動車(EV)の普及台数

出典:「平成 30 年度電気自動車普及促進事業に係る効果検証等委託業務 報告書」

【別紙-1】 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

①直接死を最大限防ぐ
①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災した場合、避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。【市[建築課、教育施設班]、県、沖縄総合事務局、教育委員会】</li> <li>● 不特定多数が集まる施設では、災害時に大規模な被害が想定されることから、施設の耐震化を促進する必要がある。【市[建築課、教育委員会]、関係部局、県、沖縄総合事務局】</li> <li>● 市街地や集落での建築物の複合的・大規模倒壊を防ぐため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。【市[建築課]、県、沖縄総合事務局】</li> <li>● 空家の倒壊による危害を防ぐため、空家の解体除却対策が必要である。【建築課】</li> <li>● 迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、消防職員・消防団の育成等、消防・救助体制の強化が必要である。【消防本部】</li> </ul>
①-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など取り組みを支援する必要がある。【防災危機管理課】</li> </ul>
①-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害に備えて、平常時から防災訓練・防災教育を実施する必要がある。【市[防災危機管理課、消防本部、福祉部、市民課、観光商工課、教育委員会]、関係部局、防災関係機関】</li> <li>● 情報伝達の不備による避難行動の遅れが生じないよう、避難行動要支援者の避難誘導等の支援が必要である。【福祉部】</li> </ul>
①-4 ブロック塀や石垣の倒壊により避難路が通行不能
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ブロック塀や石垣の倒壊により避難路が通行不能とならないよう、倒壊の危険性のあるブロック塀等の除去を進める必要がある。【市[道路建設課、建築課]、県】</li> </ul>
①-5 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害に備えて、平常時から防災訓練・防災教育を実施する必要がある。【市[防災危機管理課、消防本部、福祉部、市民課、観光商工課、教育委員会]、関係部局、防災関係機関】&lt;再掲&gt;</li> </ul>

<p>②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>
<p>②-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自助・共助を基本とした市民による日頃からの家庭内備蓄を促進するとともに、流通在庫備蓄の確保、公的備蓄を推進する必要がある。【市[防災危機管理課]、市民、事業所】</li> <li>● 多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、活動体制の確立を引き続き図る必要がある。【市[防災危機管理課]、国、県、宮古島警察署】</li> <li>● 災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、民間事業所等との連携強化が必要である。【防災危機管理課】</li> <li>● 広域的な応援が受けられるよう、他市町村及び防災関係機関との広域連携体制の強化が必要である。【防災危機管理課】</li> </ul>
<p>②-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初期消火、救助・救護等を自主的に対処できるよう、市民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織を育成する必要がある。【防災危機管理課】</li> </ul>
<p>②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療活動が絶対的不足に陥らないよう、保健師等専門職の育成が必要である。【健康増進課、保健師等専門職所属各課】</li> <li>● 迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、消防職員・消防団の育成等、消防・救助体制の強化が必要である。【消防本部】&lt;再掲&gt;</li> </ul>
<p>②-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自助・共助を基本とした市民による日頃からの家庭内備蓄を促進するとともに、流通在庫備蓄の確保、公的備蓄を推進する必要がある。【市[防災危機管理課]、市民、事業所】&lt;再掲&gt;</li> <li>● 大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給が不足しないよう、観光客帰宅困難者用等の備蓄が必要である。【防災危機管理課、観光商工課】</li> </ul>
<p>②-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療活動が絶対的不足に陥らないよう、保健師等専門職の育成が必要である。【健康増進課、保健師等専門職所属各課】&lt;再掲&gt;</li> <li>● 島内の医療機能が麻痺しないよう、災害時拠点病院以外の民間医療機関における救急患者受け入れ医療機関を確保する必要がある。【健康増進課】</li> <li>● 広域的な応援が受けられるよう、他市町村及び防災関係機関との広域連携体制の強化が必要である。【防災危機管理課】&lt;再掲&gt;</li> </ul>

<p>②-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <p>●市民の保健衛生環境の向上を図るとともに、災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症予防およびまん延防止のため、平常時から感染症対策に取り組む必要がある。【健康増進課】</p>
<p>②-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p> <p>●避難所において、物資等の確保や要配慮者やプライバシーに配慮した環境整備が必要である。【防災危機管理課、福祉部】</p> <p>●自治会・自主防災組織の主体的な避難所運営を促進する必要がある。【防災危機管理課】</p> <p>●医療活動が絶対的不足に陥らないよう、保健師等専門職の育成が必要である。【健康増進課、保健師等専門職所属各課】&lt;再掲&gt;</p>
<p>②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能</p> <p>●広域的な応援が受けられるよう、他市町村及び防災関係機関との広域連携体制の強化が必要である。【防災危機管理課】&lt;再掲&gt;</p> <p>●情報収集・伝達が滞らないよう、災害時でも使用可能な通信手段を確保する必要がある。【防災危機管理課】</p> <p>●平良港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たす。地震・津波後に機能麻痺が生じないよう、震災後の物資輸送拠点としての機能を確保するため、耐震性等を強化する必要がある。【市[港湾課]、県、沖縄総合事務局】</p> <p>●医療活動が絶対的不足に陥らないよう、保健師等専門職の育成が必要である。【健康増進課、保健師等専門職所属各課】&lt;再掲&gt;</p> <p>●迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、消防職員・消防団の育成等、消防・救助体制の強化が必要である。【消防本部】&lt;再掲&gt;</p>
<p>②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足</p> <p>●社会福祉施設の耐震化が必要である。【高齢者支援課】</p> <p>●避難所において、物資等の確保や要配慮者やプライバシーに配慮した環境整備が必要である。【防災危機管理課、福祉部】&lt;再掲&gt;</p> <p>●医療活動が絶対的不足に陥らないよう、保健師等専門職の育成が必要である。【健康増進課、保健師等専門職所属各課】&lt;再掲&gt;</p> <p>●平常時から地域における要配慮者の支援体制を整備する必要がある。【市[福祉部]、県、沖縄総合事務局】</p> <p>●避難所生活に配慮を要する高齢者、障がい者等を受け入れる福祉避難所を確保する必要がある。【福祉政策課】</p> <p>●在宅で過ごす障がい者への支援が必要である。【障がい福祉課】</p>

②-10 観光客等の帰宅困難者の発生
●観光客等の帰宅困難者が発生した際、水・食糧等が供給不足とならないよう、観光客等帰宅困難者用の備蓄が必要である。【防災危機管理課、観光商工課】
②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延
●初期消火、救助・救護等を自主的に対処できるよう、市民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織を育成する必要がある。【防災危機管理課】<再掲>
●迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、消防職員・消防団の育成等、消防・救助体制の強化が必要である。【消防本部】<再掲>
②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下
●初期消火、救助・救護等を自主的に対処できるよう、市民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織を育成する必要がある。【防災危機管理課】<再掲>
③ 必要不可欠な行政機能は確保する
③-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
●平常時から地域の防犯体制強化が必要である。【地域振興課】
③-2 市街地における信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
●平常時から関係機関と連携し、交通秩序の確立、交通安全意識の普及高揚を図る必要がある。【地域振興課】
③-3 宮古島市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
●災害時の機能低下を最小限に留めるため、宮古島市業務継続計画を活用した研修・訓練を実施する等、平常時から業務継続体制を強化する必要がある。【防災危機管理課】
●宮古島市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を防ぐため、公共施設等の耐震化を進める必要がある。【市[建築課、教育施設班]、県、沖縄総合事務局、教育委員会】
③-4 他自治体との相互応援体制の麻痺
●情報収集・伝達が滞らないよう、災害時でも使用可能な通信手段を確保する必要がある。【防災危機管理課】<再掲>
●多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、活動体制の確立を引き続き図る必要がある。【市[防災危機管理課]、国、県、宮古島警察署】<再掲>
●迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、消防職員・消防団の育成等、消防・救助体制の強化が必要である。【消防本部】<再掲>

③-5 感染症まん延による各機関の業務停止
●市民の保健衛生環境の向上を図るとともに、災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症予防およびまん延防止のため、平常時から感染症対策に取り組む必要がある。【健康増進課】<再掲>
③-6 電話、通信回線の被害等により災害・被害情報の収集が困難となり、初期情報発信の適切な実施不可
●情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備が必要である。【防災危機管理課】
●情報収集・伝達が滞らないよう、災害時でも使用可能な通信手段を確保する必要がある。【防災危機管理課】<再掲>
●各電気通信施設の被害を最小限に留めるための災害予防対策が必要である。【市[総務課、情報政策課]、県、各電気通信事業者】
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
④-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
●台風等災害時における停電が課題であり、対策として電気自動車(EV)の活用が有効であることから、EVの普及を促進する必要がある。【エコアイランド推進課】
●電力施設の被害を最小限に留めるための災害予防対策が必要である。【沖縄電力株式会社 離島カンパニー宮古支店】
④-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達不可
●情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備が必要である。【防災危機管理課】<再掲>
④-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援の遅延
●情報収集・伝達が滞らないよう、災害時でも使用可能な通信手段を確保する必要がある。【防災危機管理課】<再掲>
④-4 コンピューターシステムの停止(災害発生、サイバー攻撃、不正アクセス、ウイルスの侵入)
●コンピューターシステムの停止に備えた業務継続体制の強化が必要である。【情報政策課】
●公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、耐災害性を確保する必要がある。【財政課、関係部局】

④-5 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備が必要である。【防災危機管理課】&lt;再掲&gt;</li> <li>● 平常時から地域における要配慮者の支援体制を整備する必要がある。【市[福祉部]、県、沖縄総合事務局】&lt;再掲&gt;</li> <li>● 障がい者に対する避難誘導等を配慮し、障害種別で情報伝達手段を工夫する必要がある。【障がい福祉課】</li> </ul>
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑤-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 港湾 BCP に基づいた実効性のある体制を確保し、関係者による訓練実施などのソフト対策を一体的に推進する必要がある。【港湾課】</li> </ul>
⑤-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
<ul style="list-style-type: none"> <li>● エネルギー供給の停止を防ぐために、平常時から災害発生に備えた訓練等を通じて関係者の一層の連携を図る。【防災危機管理課】</li> </ul>
⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、消防職員・消防団の育成等、消防・救助体制の強化が必要である。【消防本部】&lt;再掲&gt;</li> </ul>
⑤-4 食料等の安定供給の停滞
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水産業の振興を図るとともに、災害時に食料等の安定供給の停滞等、水産業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、水産業生産基盤の整備・保全に取り組む必要がある。【水産課】</li> <li>● 広域的な応援が受けられるよう、他市町村及び防災関係機関との広域連携体制の強化が必要である。【防災危機管理課】&lt;再掲&gt;</li> </ul>
⑤-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の老朽化、水需要の増加等の課題を解決するため、上水道施設の強化が必要である。【水道施設課】</li> </ul>
⑤-6 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動が再開できない状況に陥らないよう、平常時から企業防災を促進する必要がある。市[防災危機管理課]、県、事業者】</li> </ul>

⑤-7 大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞
<ul style="list-style-type: none"> <li>●塩害や風害から農作物の被害を防止するため、農地の浸食防止対策や防風林帯施設の整備が必要である。【農村整備課】</li> <li>●農業水利施設を安定的に発揮させるため、長寿命化及び減災対策を行う必要がある。【農村整備課】</li> </ul>
⑤-8 物流機能等の大幅な低下
<ul style="list-style-type: none"> <li>●物流機能等の大幅な低下を防ぐため、港湾・漁港の耐震強化等の整備を実施する必要がある。【市[港湾課、水産課]、県、沖縄総合事務局】</li> </ul>
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑥-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)やLPガスサプライチェーンの機能の停止
<ul style="list-style-type: none"> <li>●台風等災害時における停電が課題であり、対策として電気自動車(EV)の活用が有効であることから、EVの普及を促進する必要がある。【エコアイランド推進課】&lt;再掲&gt;</li> <li>●電力施設の被害を最小限に留めるための災害予防対策が必要である。【沖縄電力株式会社 離島カンパニー宮古支店】</li> <li>●エネルギー供給の停止を防ぐために、平常時から災害発生に備えた訓練等を通じて関係者の一層の連携を図る。【防災危機管理課】&lt;再掲&gt;</li> </ul>
⑥-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常渇水等により用水の供給の途絶
<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の老朽化、水需要の増加等の課題を解決するため、上水道施設の強化が必要である。【水道施設課】&lt;再掲&gt;</li> <li>●県及び他市町村との相互応援体制の強化が必要である。【水道総務課】</li> </ul>
⑥-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
<ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道施設の被害を軽減し、被災した場合にも速やかに排水を再開できるよう、耐震性の強化等の災害予防対策が必要である。【下水道課】</li> </ul>
⑥-4 地域交通ネットワークの分断
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震直後から発生する緊急輸送を含む応急対策活動を円滑かつ確実に実施するため、災害に強い道路網の整備が必要である。【市[道路建設課]、国、県】</li> <li>●道路改築工事による円滑な交通体系の確保が必要である。【都市計画課】</li> </ul>

⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生

- 道路改築工事による円滑な交通体系の確保が必要である。【都市計画課】<再掲>
- 空港施設の被害を最小限に留めるため、施設の耐震性及び耐浪性等を確保する必要がある。【市[空港課]、県、空港管理者】
- 平良港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たす。地震・津波後に機能麻痺が生じないよう、震災後の物資輸送拠点としての機能を確保するため、耐震性等を強化する必要がある。【市[港湾課]、県、沖縄総合事務局】<再掲>
- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等を確保する必要がある。【防災危機管理課、道路建設課】

⑥-6 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

- 罹災証明書の発行を円滑に行う体制を整備するため、被害認定調査等に精通した人材の育成が必要である。【市[建築課]、県】
- 広域的な応援が受けられるよう、他市町村及び防災関係機関との広域連携体制の強化が必要である。【防災危機管理課】<再掲>
- 地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市民への制度の普及促進が必要である。【市[防災危機管理課]、県】

⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
<ul style="list-style-type: none"> <li>●発災後の活動拠点となる公共施設等が被災した場合、避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。【市[建築課、教育施設班]、県、沖縄総合事務局、教育委員会】&lt;再掲&gt;</li> <li>●不特定多数が集まる施設では、災害時に大規模な被害が想定されることから、施設の耐震化を促進する必要がある。【市[建築課、教育委員会]、関係部局、県、沖縄総合事務局】&lt;再掲&gt;</li> <li>●市街地や集落での建築物の複合的・大規模倒壊を防ぐため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。市[建築課]、県、沖縄総合事務局】&lt;再掲&gt;</li> <li>●地震直後から発生する緊急輸送を含む応急対策活動を円滑かつ確実に実施するため、災害に強い道路網の整備が必要である。【市[道路建設課]、国、県】&lt;再掲&gt;</li> <li>●道路啓開等の復旧・復興を担う人材等を確保する必要がある。【防災危機管理課、道路建設課】&lt;再掲&gt;</li> <li>●迅速な救助・消火活動の実施及び火災の未然防止を図るため、消防職員・消防団の育成等、消防・救助体制の強化が必要である。【消防本部】&lt;再掲&gt;</li> </ul>
⑦-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
<ul style="list-style-type: none"> <li>●港湾 BCP に基づいた実効性のある体制を確保し、関係者による訓練実施などのソフト対策を一体的に推進する必要がある。【港湾課】&lt;再掲&gt;</li> </ul>
⑦-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害が発生しないよう、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進する必要がある。【市[農村整備課]、県】</li> <li>●農業水利施設の長寿命化及び減災対策が必要である。【農村整備課】</li> </ul>
⑦-4 有害物質の大規模拡散・流出
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震や津波の発生に伴う有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、有害化学物質等漏出災害予防対策を進める必要がある。【市[環境衛生課]、県】</li> </ul>
⑦-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地下水流域における水源涵養機能、又は山地災害防止機能の維持管理を図る必要がある。【みどり推進課】</li> </ul>

⑦-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
●風評被害を防ぐため、様々な媒体を活用し、正確な情報をより多くの住民・観光客等に伝達する体制の確立が必要である。【防災危機管理課】
●風評被害による観光業の影響を防ぐため、関係機関との連携を強化し、正しい情報が迅速に収集・整理・発信できる体制の構築が必要である。【市[観光商工課]、県、沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等】
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
⑧-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅延
●災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うため、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図る必要がある。【環境衛生課】
⑧-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足による復旧・復興の大幅な遅延
●道路啓開等の復旧・復興を担う人材等を確保する必要がある。【防災危機管理課、道路建設課】<再掲>
⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延
●初期消火、救助・救護等を自主的に対処できるよう、市民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織を育成する必要がある。【防災危機管理課】<再掲>
●平常時から地域の防犯体制強化が必要である。【地域振興課】<再掲>
⑧-4 治安の悪化による復旧・復興の大幅な遅延
●平常時から地域の防犯体制強化が必要である。【地域振興課】<再掲>
⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延
●空港施設の被害を最小限に留めるため、施設の耐震性及び耐浪性等を確保する必要がある。【市[空港課]、県、空港管理者】<再掲>
●平良港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たす。地震・津波後に機能麻痺が生じないよう、震災後の物資輸送拠点としての機能を確保するため、耐震性等を強化する必要がある。【市[港湾課]、県、沖縄総合事務局】<再掲>
●地震直後から発生する緊急輸送を含む応急対策活動を円滑かつ確実に実施するため、災害に強い道路網の整備が必要である。【市[道路建設課]、国、県】<再掲>
●道路啓開等の復旧・復興を担う人材等を確保する必要がある。【防災危機管理課、道路建設課】<再掲>

<p>⑧-6 被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建の大幅な遅延</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被災した市民に対する生活再建支援の体制強化が必要である。【市[福祉政策課・児童家庭課]、県】</li> <li>●被災した市民からの多種多様な相談・要望等に対応するため、相談窓口や関係機関との連携強化が必要である。【地域振興課】</li> <li>●広域的な応援が受けられるよう、他市町村及び防災関係機関との広域連携体制の強化が必要である。【防災危機管理課】&lt;再掲&gt;</li> </ul>
<p>⑧-7 ボランティアの人材、受け入れ体制の不足による生活再建の遅延</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアの育成、受け入れ体制の整備や災害ボランティアとの協力体制の確保が必要である。【市[学校教育課、福祉政策課、防災危機管理課]、県、宮古島市社会福祉協議会】</li> <li>●広域的な応援が受けられるよう、他市町村及び防災関係機関との広域連携体制の強化が必要である。【防災危機管理課】&lt;再掲&gt;</li> </ul>
<p>⑧-8 後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財を災害から守るため、災害予防の徹底を図る必要がある。【生涯学習振興課、総合博物館】</li> </ul>
<p>⑧-9 風評被害等による来島者の大幅な減少</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●風評被害を防ぐため、様々な媒体を活用し、正確な情報をより多くの住民・観光客等に伝達する体制の確立が必要である。【防災危機管理課】&lt;再掲&gt;</li> <li>●風評被害による観光業の影響を防ぐため、関係機関との連携を強化し、正しい情報が迅速に収集・整理・発信できる体制の構築が必要である。【市[観光商工課]、県、沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等】&lt;再掲&gt;</li> </ul>

【別紙-2】関連事業一覧

	個別事業	事業概要	担当	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	推進方針
1	宮古島市防災情報システム整備事業	災害時に住民等へ確実に情報を伝達するため、防災行政無線やJアラート等のシステムの整備・点検を行うとともに、情報伝達手段の多重化・多様化を図る。	防災危機管理課	①-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生(計画 35P) ③-6 電話、通信回線の被害等により災害・被害情報の収集が困難となり、初期情報発信の適切な実施不可(計画 49P) ④-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達不可(計画 50P) ④-5 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備(計画 52P) ⑦-6 風評被害等による地域経済への甚大な影響(計画 65P) ⑧-9 風評被害等による来島者の大幅な減少(計画 69P)	情報伝達手段の拡充・強化
2	避難施設管理事業	避難施設への備品の整備や適切な維持管理を行い、避難施設の環境整備を図る。	防災危機管理課	①-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生(計画 34P)	指定緊急避難場所・指定避難所の整備等
				②-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生(計画 42P) ②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足(計画 44P)	避難所の環境整備
3	備蓄品整備事業	大規模災害を想定し、非常食・飲料水・生活必需品等の備蓄・整備を行う。	防災危機管理課	②-1 被災地での食料・飲水等、生命に関わる物資供給長期停止(計画 38P) ②-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足(計画 41P) ⑤-4 食料等の安定供給の停滞(計画 54P)	食料・飲料水及び生活必需品の備蓄
				②-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生(計画 42P)	医薬品・衛生資材等の確保
				⑤-4 食料等の安定供給の停滞(計画 54P)	災害用資機材等の備蓄
4	自主防災組織育成事業	自主防災組織の結成促進・育成を行い、地域での防災対策の意識向上、防災体制の強化を図る。	防災危機管理課	①-5 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生(計画 37P) ②-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生(計画 39P) ②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延(計画 45P) ②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下(計画 45P) ⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P)	自主防災組織の育成
5	電気自動車普及促進事業	運輸部門のCO2排出、高い自動車燃料コスト及び台風等災害時における停電が課題であり、対策として電気自動車(EV)の活用が有効であることから、EVの普及を促進する。また、平成28年度に普及に向けた実態調査を行い、課題や対策を明確化し、基本計画を策定する。その後計画に基づき、必要な施策展開を図る。	エコアイランド推進課	④-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止(計画 50P) ⑥-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)やLPガスサプライチェーンの機能の停止(計画 57P)	電気自動車の活用
6	宮古島市来間地域マイクログリッド構築事業	災害等による大規模停電などの非常時において、宮古島側の送電ネットワークから切り離し、来間島側は自立して住宅エリアへ電気を送ることが可能となる新たなエネルギーシステムを構築する。	エコアイランド推進課	⑥-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)やLPガスサプライチェーンの機能の停止(計画 57P)	再生可能エネルギーの活用

7	行政情報チャンネル番組製作業務委託	行政チャンネルを活用し、各課の業務内容や行政からのお知らせ等、市民にとってより身近でわかりやすい行政情報を提供する。	情報政策課	④-5 高齢者等の災害弱情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備(計画 52P)	情報伝達手段の拡充・強化
8	公衆無線 LAN 運用・保守委託業務	年々増加する観光客(外国人観光客を含む)の利便性と満足度の向上を図るため整備した、公衆 Wi-Fi の運用・保守を行う。	観光商工課	②-10 観光客等の帰宅困難者の発生(計画 P44)	観光客・旅行者・外国人等の安全確保
9	複合型スポーツ振興・人材育成拠点施設整備事業(仮称)	宮古島市総合体育館は老朽化及び台風による屋根の損壊で修繕を繰り返し行い使用している状況である。今後、市民の健康増進を目的とする体育館機能に加え、スポーツによる観光振興機能及び高等教育の場としての人材育成・国際交流機能を有した複合施設を整備する。	振興開発プロジェクト局	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化
10	宮古島市総合博物館建設事業(仮称)	現在の総合博物館は、資料保存場所の不足や立地による課題等がある。今後、自然科学、考古・歴史、民俗、美術・工芸等に関する資料を収集、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供するとともに、その教育、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を行うための整備を行う。	振興開発プロジェクト局	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化
11	災害時避難行動要支援者避難支援計画推進事業	高齢者や障がい者など災害時に自ら避難することが困難な者に対する備えとして、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿を活用した実効性のある避難支援を行うとともに、自助・共助・公助による平常時からの避難支援体制を構築することを目指す。	福祉政策課	①-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生(計画 35P) ①-5 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生(計画 37P)	防災訓練・防災教育の実施
				①-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生(計画 35P)	避難行動要支援者の避難支援
12	地域福祉計画推進事業	地域の福祉力向上を図るため、地域の支え合う仕組みづくりを支援するコミュニティソーシャルワーカーの配置を進めるとともに、福祉に関する情報を一元化し、わかりやすい内容で市民へ情報提供が行えるよう「宮古島市福祉便利帳」を作成する等、各関係機関と連携し、地域福祉計画の推進を図る。	福祉政策課	①-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生(計画 35P)	避難行動要支援者の避難支援
				②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足(計画 44P) ④-5 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備(計画 52P)	要配慮者の安全確保
13	地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり事業	年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民間の共助の取り組みの活性化を図ります。また、支援が必要な人と地域との繋がりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築し、共助による地域福祉の向上、増進を図ることを目的に実施する。	福祉政策課	①-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生(計画 35P)	避難行動要支援者の避難支援
				②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足(計画 44P) ④-5 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備(計画 52P)	要配慮者の安全確保
14	城辺地区福祉施設等整備事業	住民の地域活動への参加促進や高齢者の豊かな経験を生かした子どもとのふれあいの場となる交流施設を整備する。	児童家庭課	②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下(計画 45P) ⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P)	地域コミュニティの強化
15	保育対策総合支援事業(保育所等改修費等支援事業)	賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設置運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。	児童家庭課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化

16	保育所等整備助成事業	保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費、防音壁の整備又は小規模保育事業所の防犯対策を強化し、保育所等待機児童の解消を図る。	児童家庭課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化
17	認定こども園管理運営事業	子供を安心して育てることができる体制の整備を促進する。老朽化が進んでいる施設等については、今後施設の大規模な修繕や建替え等を検討する。	児童家庭課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化
18	公立保育所管理運営事業	子供を安心して育てることができる体制の整備を促進する。老朽化が進んでいる施設等については、今後施設の大規模な修繕や建替え等を検討する。	児童家庭課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化
19	公立幼保連携型認定こども園整備事業	教育・保育を一体的に提供し、子育て支援機能を有する施設である幼保連携型認定こども園への移行、施設の建設を進める。	児童家庭課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化
20	児童館管理運営事業	子供を安心して育てることができる体制の整備を促進する。老朽化が進んでいる施設等については、今後施設の大規模な修繕や建替え等を検討する。	児童家庭課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化
21	放課後健全育成事業	子供を安心して育てることができる体制の整備を促進する。老朽化が進んでいる施設等については、今後施設の大規模な修繕や建替え等を検討する。	児童家庭課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化
22	福祉センター等維持管理事業	老人福祉センター及び社会福祉センターの施設利用者が安心・安全に利用できるよう施設整備を行う。	高齢者支援課	②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足(計画 44P)	社会福祉施設の耐震化等
23	自立支援給付事業	障がいのある方が、その能力及び適正に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、居宅介護(家事援助・身体介護等)、就労支援、施設入所支援、共同生活支援など、障害者総合支援法に基づく介護給付費・訓練等給付費の福祉サービスの提供を行う。	障がい福祉課	②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足(計画 44P)	要配慮者の安全確保
24	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児に対して、日常生活用具を給付する。関係機関との連携を図りながら、対象者の相談・申請に対し適切・迅速な用具の給付を行う。	障がい福祉課	②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足(計画 44P)	要配慮者の安全確保
25	日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の身体障害者(児)難病患者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具の便宜を図るための用具を給付する。日常生活用具の給付を必要とする障がい者等の相談・申請があった際には、適切・迅速な給付決定を行い、対象者の日常生活の便宜や介護者の経済的・介護の負担の軽減に繋げる。	障がい福祉課	②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足(計画 44P)	要配慮者の安全確保
26	補装具支給事業	補装具が必要な障がい者等から相談・申請により判定・決定等の支給事業を行います。補装具業者との補装具費代理受領契約をして円滑な補装具費の支給を行う。身体障害者(児)等の個々の障がいに応じた補装具の給付を行い、就労・就学等があらゆる場において活動できるように細やかな支援を行う。	障がい福祉課	②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足(計画 44P)	要配慮者の安全確保

27	地域生活支援事業 移動支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、屋外での移動が困難な障害者等について外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として実施する。	障がい福祉課	②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足(計画 44P)	要配慮者の安全確保
28	地域生活支援事業 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対し、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い意思疎通の円滑化を図る。	障がい福祉課	②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足(計画 44P) ④-5 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備(計画 52P)	要配慮者の安全確保
29	地域生活支援事業 点字・声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障がい者等のために、生活に必要な情報が得られるよう音声訳による広報誌を発行し提供する。	障がい福祉課	②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足(計画 44P) ④-5 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備(計画 52P)	要配慮者の安全確保
30	地域生活支援事業 障がい者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行う。	障がい福祉課	②-9 要配慮者(配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児など)への支援が不足(計画 44P) ④-5 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備(計画 52P)	要配慮者の安全確保
31	防犯対策費 防犯灯設置工事費	宮古島市防犯灯設置規程に基づき、市内自治会等からの申請を受け防犯灯を設置する。尚、市役所は設置工事費を負担し、申請者は防犯灯の管理責任者となって維持管理費を負担する。	地域振興課	③-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化(計画 46P) ⑧-4 治安の悪化による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	防犯灯・防犯カメラの設置
32	防犯対策費 宮古島地区防犯協会負担金	宮古島地区防犯協会への負担金交付による活動支援を実施する。 (人口×30円)	地域振興課	③-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化(計画 46P) ⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P) ⑧-4 治安の悪化による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	防犯活動の推進
33	宮古島地区交通安全推進協議会補助金	宮古島市交通安全推進協議会を中心に、交通安全関係行政機関及び民間団体等と相互の密接な連携のもとに、交通安全活動を総合的かつ効果的に推進する。	地域振興課	③-2 市街地における信号機の全面停止等よ重大交通事故多発 市(計画 46P)	交通安全活動の推進
34	水難事故防止推進事業	宮古島市水難事故防止推進協議会を中心に、水難事故防止に向けた取り組みの強化を図る。	地域振興課	①-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生(計画 34P)	水難事故の防止
35	宮古島地区交通安全協会負担金	宮古島地区交通安全協会と連携して交通安全施策を講じ、交通事故防止と交通秩序の確立、交通安全意識の普及高揚を図る。	地域振興課	③-2 市街地における信号機の全面停止等よ重大交通事故多発 市(計画 46P)	交通安全活動の推進
36	避難所指定公民館修繕事業補助金	災害対策基本法に基づき、指定避難所または指定緊急避難場所に指定された公民館の修繕及び防災用品等の整備を必要とする公民館に補助金を交付する。	地域振興課	②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下(計画 45P) ⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P)	地域コミュニティの強化

37	地域拠点整備事業補助金	地域集落の拠点となる施設(公民館等)を地域活動の貢献に繋がる有効利用(各種講座、伝統行事)を促進するための環境整備の一環で、備品(イス、テーブル、音響等)の設置を目的として実施する。※地域住民のコミュニティの拠点となる集落施設の整備・促進。	地域振興課	②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下(計画 45P) ⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P)	地域コミュニティの強化
38	自治公民館修繕事業補助金	地域活性化の活動を推進するため、建設された自治会が所有する施設の修繕整備事業を行う自治会に対し補助金を交付する。	地域振興課	②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下(計画 45P) ⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P)	地域コミュニティの強化
39	宮古島市地域づくり支援事業(城辺地区)	地域の活性化に向けて、城辺地区の住民が行政と協働し、自ら地区の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、住みよいまちづくりの推進と地域自治の振興に寄与することを目的に実施する。	城辺支所	②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下(計画 45P) ⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P)	地域コミュニティの強化
40	宮古島市地域づくり支援事業(上野地区)	美しい博愛の心を基調に地域住民参加による活動を促進し、地域の住民相互の交流による協調性豊かな地域コミュニティづくりと活力ある住み良い博愛の里上野地域づくりに向けて活動を実施、また地区の安全活動、環境美化と花と緑あふれる地域づくり、文化・スポーツイベントの振興と健康づくり、青少年健全育成活動、博愛の里上野祭り等を通し地域の結束を図る。	上野支所	②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下(計画 45P) ⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P)	地域コミュニティの強化
41	宮古島市地域づくり支援事業(下地地区)	下地地区の地域の活性化を図るために、地区住民や個々の団体が連携して活力ある地域づくりに向けて活動し、環境美化と花いっぱい運動、青少年の健全育成活動、健康とスポーツ振興等、ふれあいイベントの開催及び伝統文化の継承等の活動に取り組む。	下地支所	②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下(計画 45P) ⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P)	地域コミュニティの強化
42	宮古島市地域づくり支援事業(伊良部地区)	伊良部地区の活性化に向けて、地域住民の「自ら考え、自ら実践する」宮古島市にふさわしい地域づくり活動を支援することにより、自主的で個性豊かな地域社会を構築することを目的として実施する。	伊良部支所	②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下(計画 45P) ⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P)	地域コミュニティの強化
43	私的二次救急医療機関関係支援補助金	高齢者や観光客の増加に伴う各種事故の多発や体調急変など、救急車の出動件数及び搬送人員ともに増加傾向にあるため、該当する市内の民間救急医療機関を支援し、救急医療体制の安定確保に努める。	健康増進課	②-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺(計画 41P)	救急患者受け入れ医療機関の確保
44	予防接種事業	感染症に対して正しい知識の啓発を図り、感染予防、症状の軽減、病気の蔓延防止に努める。	健康増進課	②-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生(計画 42P) ③-5 感染症まん延による各機関の業務停止(計画 48P)	感染症対策の推進
45	地下水保全調査事業	市全域において継続的に「地下水モニタリング調査」を実施し、「地下水保全条例」及び「地下水保全基本計画」の市民への周知を図る。	環境衛生課	⑤-5 異常湧水等による用供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響(計画 55P) ⑥-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶(計画 58P)	地下水の保全
46	宮古島市地下水利用計画	宮古島市地下水保全条例第 10 条に基づき策定された「第 3 次宮古島市地下水利用基本計画」が、令和 2 年度までの期限となっているため、令和 3 年度以降 10 年間にわたる第 4 次計画を策定する。	環境衛生課	⑤-5 異常湧水等による用供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響(計画 55P) ⑥-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶(計画 58P)	地下水の保全

47	最終処分場整備(仮)	本市の一般廃棄物最終処分場は、残余容量が逼迫しており、令和 8 年度には埋め立て終了となることが見込まれるため、将来にわたり安定した一般廃棄物の処理体制を維持するため、早急に一般廃棄物最終処分場の整備を行う必要がある。	環境衛生課	⑧-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P)	ごみ処理体制の強化
48	し尿等処理施設整備事業(仮)	本市は急激な入域観光客数の増加によって観光関連施設等から排出される浄化槽汚泥が増加傾向にあり、将来的に既存施設での処理が困難になると推測されるため、新たなし尿等処理施設整備を行う必要がある。	環境衛生課	⑥-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止(計画 59P)	し尿処理体制の強化
49	沖縄振興開発金融公庫農林漁業セーフティネット利子助成事業	災害により損失を受け、災害復旧を目的とした農業制度資金(農業災害対策特別資金)を借り受けた農業者に対して、市町村と県が補助金を交付することにより、農業者の金利負担を軽減し、早期の復旧、再生産、経営の安定を図る。	農政課	⑤-6 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞(計画 55P) ⑤-7 大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞(計画 56P)	事業者への融資対策
50	農村公園維持管理事業	本市の景勝地である観光地(公園)を安全で快適に利用できるよう適切に管理を行う。	農政課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公園の整備
51	農業基盤整備促進事業	農業の担い手となる人材の確保や農業従事者の意見を反映させた、ほ場整備や農道整備、防風林整備など農業基盤の総合的な整備に努める。	農村整備課	⑤-7 大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞(計画 56P)	農地保全整備
52	農業水利施設保全合理化事業(農業水路等長寿命化・防災減災事業)	水管理労力が増していることから、農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水に付帯する施設を整備し、水管理の省略化を図る。	農村整備課	⑤-7 大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞(計画 56P) ⑦-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生(計画 64P)	農業水路等長寿命化・防災減災対策
				⑦-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生(計画 64P) ⑦-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大(計画 65P)	農地防災事業の促進
53	基幹水利施設管理事業(砂川)	国営土地改良事業で造成された一定規模以上を有する施設等(ダムについて、一定規模以上を有する施設等(ダム・堰・揚水機場)についての維持管理に対する事業で、農業用水の安定的供給を図ることを目的とする。	農村整備課	⑤-7 大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞(計画 56P)	基幹水利施設の管理
54	基幹水利施設管理事業(福里)	国営土地改良事業で造成された一定規模以上を有する施設等(ダムについて、一定規模以上を有する施設等(ダム・堰・揚水機場)についての維持管理に対する事業で、農業用水の安定的供給を図ることを目的とする。	農村整備課	⑤-7 大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞(計画 56P)	基幹水利施設の管理
55	国営造成施設管理体制整備促進事業	国営土地改良事業で造成された施設のうち基幹水利施設管理事業の対象外で、土地改良区管理となる施設の管理体制整備に係る補助事業である。同事業は、地域住民が享受している農業水利施設の多面的機能等が地域に定着し浸透するまで、県及び市町村が連携を図り、土地改良区等の管理体制を整備するものである。	農村整備課	⑤-7 大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞(計画 56P)	基幹水利施設の管理

56	農地耕作条件改善事業	農地中間管理事業の重点実施区域において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定、営農定着に必要な取組みを一括支援する。	農村整備課	⑤-7 大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞(計画 56P)	農地保全整備
57	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	国営、県営及び団体営で造成された農業用水の管路等の施設の機能効率的な保全対策や更新設備に向けた機能保全計画の策定し、ライフサイクルコストの低減を図る。	農村整備課	⑤-7 大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞(計画 56P)	農地保全整備
58	多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業車等が共同で取り組む地域活動(市町村と協定を締結する)を支援する。	農村整備課	⑤-7 大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞(計画 56P)	農地保全整備
59	漁業災害対策特別資金利子助成事業	・自然災害により重大な被害を受けた漁業者等が借り入れる漁業災害対策特別資金の金利負担を軽減するため、予算の範囲内において、宮古島市漁業災害対策特別資金利子助成金を交付する。 ・自然災害により重大な被害を受けた漁業者等が借り入れる漁業災害対策特別資金の金利負担を軽減することで、早期の復旧・再生産に向けての立て直しを図る。	水産課	⑤-6 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞(計画 55P)	事業者への融資対策
60	漁港維持管理事業	漁港施設が安心・安全に利用できるよう適切な維持管理を図る。	水産課	②-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生(計画 39P) ⑤-8 物流機能等の大幅な低下(計画 56P) ⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生(計画 61P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	港湾・漁港整備事業の実施
61	生活環境保全林清掃事業	森林の持つ保健休養機能を発揮するため、生活環境保全林として草刈り清掃等の業務を委託し、保全林の維持管理を行う。	みどり推進課	⑦-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大(計画 P65)	森林の保全
62	森林環境保全直接支援事業	地下水流域における水源涵養機能、又は山地災害防止機能の維持管理を図る為の森林施業及びこれに必要な整備を行う。	みどり推進課	⑦-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大(計画 P65)	森林の保全
63	森林環境譲与税基金事業	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発及び私有林等の森林整備を行う。	みどり推進課	⑦-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大(計画 P65)	森林の保全
64	大道線外1線街路整備事業	大道線は宮古島市の中心市街地を南北に縦断する補助幹線道路であり、加えて、同市の中心市街地を東西に横断する補助幹線道路である。本2路線沿道には公共施設や公園等が立地しているが、現況幅員が狭く交通処理及び交通安全の確保、防災上から問題のある路線となっている。早急な整備を行い、円滑な交通体系の確立、快適な歩行者空間の創出、市街地の活性化を図る。	都市計画課	⑥-4 地域交通ネットワークの分断(計画 P60) ⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生(計画 P61)	道路改築工事による円滑な交通体系の確保

65	大道線(2工区)街路整備事業	大道線は宮古島市の中心市街地を南北に縦断する補助幹線道路であり、本路線沿道には公共施設や公園等が立地し、地域住民等の生活道路として重要な路線であるが、現道は狭隘で歩道がなく危険な状況となっており、歩行者の安全確保が求められている。また、本路線沿道には災害時避難場所(宮古島市地域防災計画)のカママ嶺公園が指定されており、防災上重要な誘導路線の役割をも担っていることから、早急な整備を行い、円滑な交通体系の確立、快適な歩行者空間の創出、市街地の活性化を図る。	都市計画課	⑥-4 地域交通ネットワークの分断(計画 P60) ⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生(計画 P61)	道路改築工事による円滑な交通体系の確保
67	荷川取線街路整備事業	補助幹線道路として、昭和 52 年に都市計画決定され、未整備のまま現在に至る。現道は幅員 7.5m(歩道無し)で狭く、当路線周辺はモータリゼーションの進展に伴い交通量の増加や宅地開発が進んでいることから、発生交通を主要幹線道路へと導き、地区周辺の東西方向への接続強化する路線として位置付けている。そのため、当該路線の円滑な交通の確保と安全で快適な歩行者空間の形成を図る。	都市計画課	⑥-4 地域交通ネットワークの分断(計画 P60) ⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生(計画 P61)	道路改築工事による円滑な交通体系の確保
68	都市公園維持管理事業	公園利用者が安全で安心して利用できる都市公園とするため、公園施設の清掃や修繕を行い、適切な管理を図る。	都市計画課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公園の整備
69	沖縄振興公共投資交付金事業(公園事業)	都市公園において、公園内施設の老朽化及び適切な長寿命化対策を実施し、安全・安心を確保しつつ、重点的・効率的な維持管理や更新、改築を図る。	都市計画課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公園の整備
70	竹原地区土地区画整理事業	住宅のスプロール化の防止、良好な住環境を有する市街地の形成及び区画道路の整備等を継続して実施する。	都市計画課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	密集市街地対策
71	沖縄振興公共投資交付金事業(A-76号線・盛加越2号線・地盛3号線・腰原39号線・盛加1号線・B-59号線)	地域振興や観光振興に寄与することを目的として、車両・歩行者の利便性と安全向上を図る。	道路建設課	①-4 ブロック塀や石垣の倒壊により避難路が通行不能(計画 36P) ⑥-4 地域交通ネットワークの分断(計画 60P) ⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	緊急輸送道路等の整備
72	社会資本整備総合交付金事業(松原 32 号線・東環状線・伊良部 103 号線・A-56 号線・松原 1 号線・山中 11 号線)	地域交通及び歩行者の安全確保、利便性の向上、生活環境の向上を図る事を目的に、道路改良整備を実施する。	道路建設課	①-4 ブロック塀や石垣の倒壊により避難路が通行不能(計画 36P) ⑥-4 地域交通ネットワークの分断(計画 60P) ⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	緊急輸送道路等の整備
73	防災安全交付金事業(道路メンテナンス事業)(仲地橋・たいこ橋・来間大橋・いんだ橋・橋梁長寿命化調査)	今後老朽化する道路構造物の増大に対応するため、地方公共団体が長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕等の対策から予防的な対策と円滑な政策転換を図るとともに、橋梁等の長寿命化並びに橋梁等の修繕等に係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。	道路建設課	①-4 ブロック塀や石垣の倒壊により避難路が通行不能(計画 36P) ⑥-4 地域交通ネットワークの分断(計画 60P) ⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	緊急輸送道路等の整備

74	地方改善施設整備事業	地方改善施設整備費交付金は、地域住民の生活環境等の安定向上、改善を目的としており、市町村が整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図ることを目的としている。(下水排水路の機能向上)	道路建設課	①-4 ブロック塀や石垣の倒壊により避難路が通行不能(計画 36P) ⑥-4 地域交通ネットワークの分断(計画 60P) ⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	緊急輸送道路等の整備
75	宮古島市観光景観形成推進事業	道路の防災性能の向上、通行空間の安全性・快適性、良好な景観形成の観点から上野海岸線の無電柱化推進事業の整備を行う。	道路建設課	①-4 ブロック塀や石垣の倒壊により避難路が通行不能(計画 36P) ⑥-4 地域交通ネットワークの分断(計画 60P) ⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	緊急輸送道路等の整備
76	宮古島市私道整備事業(2路線程度)	生活環境等の安定向上を図る必要がある地域住民の生活環境等の改善を図るため、市町村が整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図ることを目的としている。(私道の整備)	道路建設課	①-4 ブロック塀や石垣の倒壊により避難路が通行不能(計画 36P) ⑥-4 地域交通ネットワークの分断(計画 60P) ⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	緊急輸送道路等の整備
77	道路維持管理事業	地域交通及び歩行者の安全確保を図る事を目的に、市道 1700 本弱道路の修繕外・環境美化を図る。	道路建設課	①-4 ブロック塀や石垣の倒壊により避難路が通行不能(計画 36P) ⑥-4 地域交通ネットワークの分断(計画 60P) ⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	緊急輸送道路等の整備
78	平良港(漲水地区)複合一貫輸送ターミナル事業	宮古圏域における安定的な海上輸送の確保や大規模地震時の物資輸送等を行うため、耐震強化岸壁、ふ頭用地、緑地等を整備する。また、外国クルーズ船の寄港増加に対応するため、岸壁等港湾施設の整備を行う。	港湾課	②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P) ⑤-8 物流機能等の大幅な低下(計画 56P) ⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生(計画 61P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	港湾・漁港整備事業の実施
79	港湾国直轄事業	宮古圏域における安定的な海上輸送の確保や大規模地震時の物資輸送等を行うため、耐震強化岸壁を整備する。また、外国クルーズ船の寄港増加に対応するため、港湾施設の整備を行う。	港湾課	②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P) ⑤-8 物流機能等の大幅な低下(計画 56P) ⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生(計画 61P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	港湾・漁港整備事業の実施
80	物流センター整備事業	宮古圏域における安定的な海上輸送の確保や荒天時におけるストック機能強化のため、物流センターを整備する。	港湾課	②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P) ⑤-8 物流機能等の大幅な低下(計画 56P) ⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生(計画 61P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	港湾・漁港整備事業の実施

81	平良港第4埠頭物揚場整備事業	離島圏域の生活路線であるフェリー航路を維持する必要があり、多良間フェリー等の就航船舶の大型化に対応するため既存の第4埠頭前面にフェリーに対応した物揚場を整備する。また、大型化した船舶に対応するため第4埠頭前面泊地の浚渫を行う。	港湾課	②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P) ⑤-8 物流機能等の大幅な低下(計画 56P) ⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生(計画 61P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	港湾・漁港整備事業の実施
82	平良港港湾計画策定業務	港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する計画を定める。	港湾課	②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P) ⑤-8 物流機能等の大幅な低下(計画 56P) ⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生(計画 61P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	港湾施設の維持管理
83	クルーズ拠点形成事業	宮古圏域における安定的な海上輸送の確保や大規模地震時の物資輸送等を行うため、耐震強化岸壁を整備する。また、外国クルーズ船の寄港増加に対応するため、港湾施設の整備を行う。	港湾課	②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P) ⑤-8 物流機能等の大幅な低下(計画 56P) ⑥-5 市内のインフラ損壊による孤立地域の発生(計画 61P) ⑧-5 基幹インフラの損壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 67P)	港湾・漁港整備事業の実施
84	公営住宅整備事業	住宅に困窮する世帯への住宅セーフティーネットを確保するため、市営住宅ストックの予防保全的な維持管理・計画的な修繕・改善・建て替えを實踐し、ストックの長寿命化・ライフサイクルコストの縮減を図る。	建築課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	住宅・建築物の耐震化等の促進
85	上水道施設整備事業	老朽化が進んでいる配水池や管路などの水道施設を計画的に更新し、耐震化を推進する。	水道施設課	⑤-5 異常渇水等による用供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響(計画 55P) ⑥-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常渇水等による用水の供給の途絶(計画 58P)	上水道施設の強化
86	地下水保全調査事業	地下水を唯一の淡水資源とする本市では、水道水源の保全が社会の成立要件となっていることから、持続的な社会を構築するため、地下水を保全する取組を積極的に推進する。	水道総務課	⑤-5 異常渇水等による用供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響(計画 55P) ⑥-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常渇水等により用水の供給の途絶(計画 58P)	地下水の保全
87	下水道浸水被害軽減総合事業	浸水実績がある雨水排水路の浸水対策を実施する。	下水道課	⑥-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止(計画 59P)	下水道の浸水対策
88	下水道総合地震対策事業	下水道管渠・汚水処理場などの施設耐震化を実施する。	下水道課	⑥-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止(計画 59P)	下水道の地震・津波対策
89	学校施設改修事業	幼稚園・小学校・中学校施設等の危険箇所の改良及び修繕等を実施し、安心安全な教育環境の充実を図る。	教育施設班	③-3 宮古島市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下(計画 47P)	公共建築物の定期点検及び定期検査
90	宮古島市小中学校校舎等改築事業	生徒の教育環境の充実及び安心安全な教育環境の確保に向け、宮古島市学校施設長寿命化計画を基に計画的な予防保全と改善により安全・安心な学校施設を目指します。	教育施設班	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化
91	地域学校協働活動推進事業(放課後子ども教室)	子どもたちの放課後における居場所づくりや、安全・安心な活動拠点を設けることで、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を実施する。	生涯学習振興課	②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下(計画 45P) ⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P)	地域コミュニティの強化

92	地域学校協働活動推進事業(学校支援地域本部)	学びによるまちづくりや地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学習、地域行事へに参加、ボランティア、体験活動、環境周辺環境整備など、地域と学校が連携・協働による活動を実施する。	生涯学習振興課	②-12 人口減少・高齢化が進むことにより、地域の共助体制の低下(計画 45P) ⑧-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅延(計画 66P)	地域コミュニティの強化
93	宮古島市体育施設耐力度調査・修繕事業	現在、老朽化の進んでいる本市体育施設について、耐力度調査を実施し、必要に応じて大規模な修繕を行う。 (対象施設:宮古島市総合体育館、上野体育館、下地体育館、城辺トレーニングセンター、前福屋内運動場)	生涯学習振興課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化
94	宮古島市文化ホール 天井耐震改修事業	劇場施設であり、利用形態として不特定多数が集まる機会が多い宮古島市文化ホールの天井について、地震等による崩落を防止するため耐震改修を実施する。	生涯学習振興課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)	公共施設・不特定多数の人が利用する施設の耐震化
95	文化財災害予防対策事業	災害による文化財としての石垣や樹木の倒壊などに対し予防を行う。	生涯学習振興課	⑧-8 後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災(計画 69P)	文化財の保護
96	収蔵資料落下防止対策事業	遺跡発掘資料の収納コンテナの落下防止対策を行う。	生涯学習振興課	⑧-8 後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災(計画 69P)	文化財の保護
97	博物館運営事業	博物館の収蔵品や資料の適切管理や地域の歴史・民俗・自然など多様な資料の収集・保管及び修復を行う。	総合博物館	⑧-8 後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災(計画 69P)	文化財の保護
98	救命処置普及強化支援事業	観光客や市民が事故や傷病者が発生した際に、居合わせた市民が救命処置、応急手当が処置出来るよう普及を図る。	消防本部総務課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P) ②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足(計画 40P) ②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P) ②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延(計画 45P) ③-4 他自治体との相互応援体制の麻痺(計画 48P) ⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等(計画 53P) ⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P)	消防・救助体制の強化
99	消防職員研修事業	複雑多様化する災害に対応するため職員の知識、技術の向上を図る。	消防本部総務課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P) ②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足(計画 40P) ②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P) ②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延(計画 45P) ③-4 他自治体との相互応援体制の麻痺(計画 48P) ⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等(計画 53P) ⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P)	消防・救助体制の強化

100	消防職員資格等取得事業	災害現場等で使用する機械器具の使用資格を習得させる。	消防本部総務課	<p>①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)</p> <p>②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足(計画 40P)</p> <p>②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P)</p> <p>②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延(計画 45P)</p> <p>③-4 他自治体との相互応援体制の麻痺(計画 48P)</p> <p>⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等(計画 53P)</p> <p>⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P)</p>	消防・救助体制の強化
101	消火栓整備事業	火災発生時の水利を確保し、被害の軽減を図る。(消火栓 360 基、防火水槽 26 基)	消防本部警防課	<p>①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)</p> <p>②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足(計画 40P)</p> <p>②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延(計画 45P)</p> <p>⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等(計画 53P)</p> <p>⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P)</p>	消防・救助体制の強化
102	緊急車両購入事業	火災、救急、救助等の事案等に対応する各緊急車両を適正な時期に更新し、各種災害発生時には円滑な運行・運用を図る。	消防本部警防課	<p>①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)</p> <p>②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足(計画 40P)</p> <p>②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P)</p> <p>②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延(計画 45P)</p> <p>⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等(計画 53P)</p> <p>⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P)</p>	消防・救助体制の強化
103	大規模災害想定訓練派遣事業	関係機関と合同で訓練を行い、大規模災害時の応援体制の強化を図る。(緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練、沖縄県総合防災訓練、消防合同訓練)	消防本部警防課	<p>①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)</p> <p>②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足(計画 40P)</p> <p>②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P)</p> <p>②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延(計画 45P)</p> <p>③-4 他自治体との相互応援体制の麻痺(計画 48P)</p> <p>⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等(計画 53P)</p> <p>⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P)</p>	消防・救助体制の強化

104	幼年少年女性による火災予防普及事業	幼年、少年及び女性による火災予防の普及と防火思想の高揚を図る。 (幼年少年防火クラブ員 1,278 人(幼年 1017 人、職員 261 人)、女性防火クラブ員 25 人)	消防本部警防課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P) ②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足(計画 40P) ②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P) ②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延(計画 45P) ③-4 他自治体との相互応援体制の麻痺(計画 48P) ⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等(計画 53P) ⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P)	消防・救助体制の強化
105	宮古島市消防団運営事業	住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る。	消防本部警防課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P) ②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足(計画 40P) ②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P) ②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延(計画 45P) ③-4 他自治体との相互応援体制の麻痺(計画 48P) ⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等(計画 53P) ⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P)	消防・救助体制の強化
106	(公財)沖縄県消防協会宮古地区支会運営事業	消防活動の強化と併せて防火及び防災意識の普及に努めることを目標として実施する。	消防本部警防課	①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P) ②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足(計画 40P) ②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P) ②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延(計画 45P) ③-4 他自治体との相互応援体制の麻痺(計画 48P) ⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等(計画 53P) ⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P)	消防・救助体制の強化

107	救急救命士就業前・再教育病院実習事業	医療機関と連携し、救急救命士として必要な知識、技能を専門的に習得させ救命処置の資質向上を目指す。	消防本部警防課	<p>①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)</p> <p>②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足(計画 40P)</p> <p>②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P)</p> <p>②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延(計画 45P)</p> <p>③-4 他自治体との相互応援体制の麻痺(計画 48P)</p> <p>⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等(計画 53P)</p> <p>⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P)</p>	消防・救助体制の強化
108	救急搬送相互応援協定事業	「沖縄県消防相互応援協定書」に基づき、島外への救急転院搬送を円滑に遂行することを目的として実施する。	消防本部警防課	<p>①-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や集落内における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災(計画 32P)</p> <p>②-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足(計画 40P)</p> <p>②-8 孤立することにより島外からの救援・援助が受入不能(計画 43P)</p> <p>②-11 救助・捜索活動の大量発生による遅延(計画 45P)</p> <p>③-4 他自治体との相互応援体制の麻痺(計画 48P)</p> <p>⑤-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等(計画 53P)</p> <p>⑦-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺(計画 63P)</p>	消防・救助体制の強化